

## むつ市議会第193回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成19年9月6日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 14番 澤 藤 一 雄 議員
- (2) 15番 石 田 勝 弘 議員
- (3) 13番 東 健 而 議員
- (4) 21番 工 藤 孝 夫 議員
- (5) 58番 中 村 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（53人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	7番	菊	池	一	郎
8番	新	谷		功	9番	濱	田	栄	子
10番	高	田	正	俊	11番	村	川	壽	司
12番	柴	田	峯	生	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	杉	浦	守	彦	17番	富	岡	幸	夫
18番	佐	藤		司	19番	久保	田	昌	司
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	23番	斉	藤	孝	昭
24番	菊	池	広	志	25番	川	下	八十	美
27番	東	谷	正	司	28番	東	谷	良	久
29番	立	石	政	男	30番	竹	本		強
31番	杉	浦		洋	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	德			誠	39番	鎌	田	ちよ	子
40番	坂	井	一	利	41番	野	呂	泰	喜
43番	目	時	睦	男	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	佐々	木	隆	徳
49番	工	藤	清	四郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	千	賀	武	由
54番	柏	谷		均	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	中	村	正	志	59番	富	岡		修
60番	川	端	澄	男					

欠席議員（7人）

6番	小	林		正	26番	千	船		司
38番	佐々	木		肇	42番	工	藤	直	義
44番	田	高	利	美	48番	松	野	裕	而
50番	服	部	清	三郎					

説明のため出席した者

市長	宮下順一郎	副市長	田頭肇
収入役	田中實	教育会長	山本文三
教育長	牧野正藏	企業者	杉山重一
代表委員	菊池十田夫	管理委員会事務者	永谷智
農委委員	立花順一	総務部長	齋藤純
総務調整	佐藤忠美	総務部長	西堀敏夫
企画部長	阿部昇	企画部長	近原芳栄
民生部長	佐藤吉男	保健福祉部長	佐藤節雄
経済部長	佐藤純一	建設部長	成田豊
建設部長	石田三男	教育部長	新谷加水
公企業局	小川照久	監査委員	遠藤雪夫
企次	千船藤四郎	企副企	奥島慎一
企副財	鈴木克郎	民副国課	河野健二
保福次	鴨澤信幸	保福副健課	吉田市夫
経副農課	櫛引恒久	建副土	太田信輝
選挙事務	大芦清重	農委事務	村川修司
教委事	佐藤敏	企工対	伊藤道郎

民環課	生対	部策長	清	藤	巡	一	経水	済課	部長	笠	井	哲	哉
経商課	工観	部光長	中	嶋	達	朗	企企課	画画補	部課佐	川	西	伸	二
川庁	舎所	内長	工	藤	昭	治	大庁	舎所	畑長	伴		邦	雄
協庁	野舎	沢長	船	澤	桂	逸	協庁	野員	沢舎育会長	山	崎	秀	春
総務課	務課	部長	松	尾	秀	一	総務行	務務係	部課長	吉	田		真
総務課	務政	部課係查	澁	田		剛							

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫	次	長	高	田	文	明
総括主幹	工	藤	昌	志	総括主幹		柳	田		諭
庶務係長	金	澤	寿々	子	庶務主任	係查	濱	村	勝	義
調査係查	石	田	隆	司	議事	係任	葛	西	信	弘
議事	井戸向	秀	明							

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は50人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（川端澄男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（川端澄男） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより澤藤一雄議員、石田勝弘議員、東健而議員、工藤孝夫議員、中村正志議員、目時睦男議員、川端一義議員、慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、野呂泰喜議員、飛内賢司議員、杉浦洋議員、佐藤司議員、堺孝悦議員、東谷良久議員、川下八十美議員、柴田峯生議員、横垣成年議員、大澤敬作議員、斉藤孝昭議員の順となっております。

今日は、澤藤一雄議員、石田勝弘議員、東健而議員、工藤孝夫議員、中村正志議員の一般質問を行います。

## ◎澤藤一雄議員

○議長（川端澄男） まず、澤藤一雄議員の登壇を

求めます。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） おはようございます。大畑町選出、新むつクラブの澤藤でございます。むつ市議会第193回定例会に当たり、通告に従って一般質問をいたします。

私は、平成17年3月の初当選以来、すべての定例会において市民の生活を守る立場から一般質問を行い、結果につきましては、その都度大畑地区の皆様方に議会報告をさせていただきました。今回の質問は、私にとりまして10回目という節目であり、議員として最後となるかもしれない質問であります。これまでご支援をいただいた大畑地区の皆さん、先輩議員並びに関係者の皆様方に心から感謝とお礼を申し上げるものであります。

さて、市長には、さきの市長選において、市民の皆さんから圧倒的な支持を得て、合併後2代目の市長となられましたことに心からお祝いを申し上げます。なぜお祝いを申し上げるかと申しますと、市長はまさに市長を目指してまちづくりの主役は市民であるという理想に燃えて市議会議員としての12年間市政に関与してこられたのではないかなと思うからであります。そしてそれは、まことに僭越ではありますが、まさに私の理想とするところでもあります。

さて、市長選挙においても、庁舎建設の説明会においても感じられたことと思いますが、いかに旧町村地区の住民が合併以来の市民生活に希望を失い、閉塞感を持っているかであります。漁業を初めとする主産業の衰退、商工業の倒産、閉鎖、これらに伴う労働人口の流出へとつながり、残るのは失業された方や年金受給の高齢者が多く、4日の朝刊にも報道されたように、青森県は急激な人口減少と高齢化の進行であります。失業された方は、収入が途絶えて即座に住宅ローンの支払いが滞り、子供の進学を途中で断念させざるを得な

い、月に3万円から4万円程度の国民年金の生活を余儀なくされる方々が多い。年金の受給額が低いのは、若いときの努力が足りないと非難する方もあります。しかし、第1次産業の多いこの地域は、国民年金の加入者が多く、60歳から受給せざるを得ない経済環境にあるのも事実であります。押しなべて青森県、そしてむつ下北は、県民所得、失業率、有効求人倍率、最低賃金、自殺率等々いずれも全国最下位クラスであります。いつまでたっても、いわゆる後進県という汚名を返上できずにいるのが実態であります。

小泉政権以来政府が進めてきた政策は、地方切り捨ての財政改革、聖域なき規制緩和というものであります。競争原理を最優先する経済運営、いわゆる市場至上主義は、金利の低い日本マネーを借りて金利の高い外国に投資をすることでマネーがマネーを生み、富める者はますます所得がふえる。このような経済運営が大企業と中小企業、首都圏と地方、正規社員と非正規社員等々の格差をますます拡大させているのであります。残念ながら負け組の青森県、そして我がむつ下北は後進県、後進地域という、まさに後進レジームからの脱却こそが求められるのであります。そのためにこそ、原子力半島と言われるように、核関連施設の誘致がなされたのであります。

新潟県中越沖地震により自動停止した柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が危惧されています。活断層の上に建設され耐震性が低いなど、ずさんな設計を見抜けなかった国の安全審査が大きな問題になっています。このことにより原発の着工延期など、計画の大幅な見直しが行われ、予定していた交付金が入らないなど、極めて不透明な事態になっています。このことは、大間町のみならず、今後当市の財政運営に大きな影響を及ぼす重大な問題であります。

国民生活の安全が根底から覆されるかもしれない

い施設を誘致して、得られたお金が市民生活の向上ではなく、まず市役所本庁舎の建設に使われる。しかも、当初は10億円、今はなぜか12億5,000万円の借金を追加してであります。市の財政は、いずれの指標も全国の自治体と比較して最悪の状況であります。この事業の導入については、説明が不足していたのではありません。当時の宮下議長が予算修正案が可否同数となったとき、修正案を可とする決断をされたのに、当時の政権によって市民の意に反して強引とも言える手法によって進められたのであります。

今、日本の政治は、さきの参議院議員選挙の結果を受けて、久々に緊張感を取り戻しました。地方の反乱であります。これは、政治並びに行政官僚機構によって虐げられた民による土一揆であります。おごれる者久しからずや、政治家は常に主権者に対する畏怖の念を失ってはなりません。本来政治も行政も主権者のもの、いわば国民、県民、市民の道具であります。町民の意に反して旧大畑町の為政者が丸投げ合併したことに町民は、議会のリコールでこたえました。だからこそ合併してよかったと言えるよう、市の財政を破綻させる方向ではなく、庁舎建設の前に寄附金を含む電源立地地域対策交付金等原子力関連の財源を市民の生活向上、財政赤字の解消に優先して活用すべきであります。

市長は、さきの市長選挙で財政の健全化を掲げながら庁舎の建設も公約に掲げられました。二律背反ではないとお考えでしょうか。

以上のことから、第1点目は、庁舎建設説明会の結果、民意をどのように理解しておられるのか、事業の推進に市民の理解が得られたとお考えなのか。

第2点目は、財政の健全化についてであります。が、連結決算の赤字額と累積債務はどのようになっているのか、庁舎建設にかかる合併特例債の額

と限度額の残額は幾らか、合併特例債残額の使途はどうするおつもりなのか、原子力関連の財源は予定どおり入るのか、財政健全化がいつ達成できるのか、お伺いします。

次に、旧町村地区の振興策についてお伺いいたします。国の構造改革で地域は元気をなくしています。むつ市は、下北半島の名士として、これに対抗する地域再生策が必要と思います。そのためには、まずむつ市において旧町村地域に一定の決定権と予算の配分をして産業を興し、活力に満ちた自立するまちづくりが必要であると思います。このことから、まず第1点目の地域ごとのまちづくりについてであります。むつ市長期総合計画には、商業や都市的サービス業の高度化を通じた中心市街地の活性化と高齢社会に対応した地域商業の育成とありますが、この位置づけはどうか。

また、循環型環境社会への創造がうたわれていますが、都市計画法に基づき旧大畑町が策定した大畑まちづくりプランはこの考え方に基くものであります。大畑地区は、この計画をローリングして進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

第2点目は、産業の振興策についてであります。少子高齢化や人口減少から脱却するためには、若者が定住して結婚できる地域環境が不可欠であります。そのためには、あらゆる分野において産業の振興が必要であります。特に関根浜から大畑地区では昨年10月の高潮災害で漁港施設や漁船漁具等、甚大な被害が発生し、これの復旧が進められておりますが、むつ市議会第190回定例会での一般質問で、単なる復旧ではなく全面に消波ブロックを設置するよう要望しましたが、なかなか漁師の皆さんの意見が反映されない。既にこれではすぐ壊れるという声が出ております。

ことは、水温に異変があります。前沖でのイ

カ漁が不振で恵山沖や尻労沖に出漁していますが、燃料の高騰により採算割れするといいますが、第1次産業、特に漁業はむつ市の根幹をなす産業でありますことから、漁業を初め農林業の振興策、商工観光業の振興策等についてお伺いします。

次に、生活保護対応についてであります。8月11日のマスコミによれば、福岡市で生活保護を受給していた男性が、担当者から就職指導を受けた後、保護辞退届を提出して餓死するという事案が報道されました。その原因として、生活保護費の抑制のために保護申請をさせない、受給者には辞退をさせるという指導があるのではないかと報じられました。幸いにして事故には至りませんでした。むつ市においてもいろいろな事例が発生しております。

生活保護は、最後のセーフティーネットであります。こうしたことを防ぐためにも、相談しやすい窓口、素早い対応が求められますことから、第1点目の分庁舎の組織と職員の配置についてであります。以前の答弁では、分庁舎には兼任の相談員を配置して、面接、医療券の発行、保護申請の受け付けを行っており、本庁舎ではケースワーカーが連携して対応する必要があり、部長を初めケースワーカーで構成するケース診断会議で処遇の方針を決定する必要があるため、専門職員を配置している。いずれも市民に対して十分なサービスを提供するための体制ですという答弁でしたが、市民のためというなら、必要な方に適宜かつ速やかに対応するため、分庁舎にも相談員やケースワーカー等専門職員を配置すべきと思います。

第2点目の職員の養成、研修についてであります。これまでにどのような研修をして、どのような効果があったのかお伺いします。

次は、サル対策についてであります。私はたびたびこの問題について質問をしていますが、先日大畑町の二枚橋地区公民館でサル対策説明会が

ありました。参加された方々からは厳しい意見があり、対応された職員の皆さんには大変ご苦勞さまでした。

なぜ農民が怒っているかという、被害が発生しても手が出せないからです。サルという泥棒がカボチャを盗んでも、政府がかばっているからであります。現状は、国による天然記念物の指定があり、下北半島全体が保護区域になっていることから簡単に捕獲ができないこと。無主物、つまり飼いがいないから、被害が発生しても、だれも損害補償をしなくてもいいのであります。こんないいかげんな理不尽なことがありますか。

アメリカでは、泥棒や強盗を防ぐために、だれでも鉄砲を所持できるのであります。そして、当然のことながら、泥棒を射殺しても正当防衛が認められます。日本は、アメリカの最も忠実な同盟国でありながら、サルの泥棒にさえ専守防衛で花火しか認めてもらえない。この理不尽さを農家の皆さんは怒っているのであります。

だれのための政府か。まさかサルのためではないでしょうが、2年前の最初の一般質問で先輩から議事進行のクレームをいただきました。青森県は政治が貧困だということに対してであります。これは、私の認識不足でした。なぜならば、過去20年の間に科学技術庁長官、厚生大臣、農林水産大臣、文部大臣等々、実力者の政治家がきら星のごとくおいでになりました。真剣に誠意を持ってお願いして国の政策を変えることがなぜできないのか。まさに理不尽であります。学者や自然保護の方、大都市に住む皆さんが反対するからなのか。新しく厚生労働大臣になられた舩添さんが怒っています。社会保険庁の荒療治をしています。現代版水戸黄門のようなあの方が担当大臣になったら、一遍で解決できるような気がいたします。しかし、農業、農民の生活を守るべき現場の自治体としては、いつときもゆるがせにできない重大な

問題であります。

まず第1点目の基本姿勢についてであります。長期総合計画にうたっているように、人と自然が、あるいは人とサルは共生なのか、すみ分けなのか。

第2点目ですが、農業被害の有効な防護策について。電気さくの設定計画はどうなっているのか。サル監視員のあり方として、隣接町村との連携はどうしているのか。装備は花火と携帯電話と群の電波受信機でいいのか。私は、訓練された犬を同行して、強力なパチンコを携帯させるなど、装備を強化すべきと思いますが、どうなのか。モンキードッグの導入はなぜできないのか。損害の補償はしないのか。パチンコなど撃退用具の配布を農家の皆さんにしないのか。お伺いいたします。

次に、公民館施設の改善についてであります。先日二枚橋公民館でのサル対策説明会にお邪魔した際に、30人余りの皆さんと参加したときに感じたことではありますが、蒸し暑い夜に閉め切った窓、我慢できなくなって窓をあけて、用意の蚊取り線香をつけて会議をしました。聞くところによれば、過去に海難捜索本部が設置された際には旧式の黒電話しかなく、警察や消防からのファクスが受信できずに対策本部として使えなかったようであります。今、世はITの時代。大抵の家庭では、こうした状況は改善されているのが実情であります。公民館活動や町内会活動、なにかなく生命と財産が極限まで脅かされる災害時の避難場所に指定されるべきこの施設の機能がこれでいいとは思いません。市が管理する公共施設に網戸やファクスが整備されていない施設が何力所あるのか、改善の計画があるのかお伺いします。

次は、信号機の新設についてであります。大畑町中島地区の営林署跡地周辺に大型店の集積が進み、交通量が急激に増加しており、車同士がとまったままで、どちらが先に進むか迷っている状

況が見られます。この地区は、大畑小学校敷地と隣接しているため、子供たちの通学路としても利用されていますが、道幅が狭い市道の交差点であるため、過去においても出会い頭の事故が数件発生しており、過去に大畑町議会でも取り上げられた経緯があります。加えて高齢化の進展に伴い、注意力散漫となったお年寄りの斜め横断や通行車両の確認をしない横断などが随所に見られる昨今であります。事故を未然に防ぐためにも信号機の設置をすべきと思いますが、市長の答弁を求めるものであります。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） それでは、澤藤一雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、政治姿勢についてのご質問の第1点目、庁舎建設説明会の結果、民意をどのように理解しているかということについてであります。本庁舎移転説明会は、8月17日と22日から24日までの4日間、延べ5回開催いたしました。参加者は、下北文化会館が昼夜合わせて120名、脇野沢地域交流センターが52名、大畑公民館が53名、川内公民館が43名の合計268名で、1会場当たり平均で五十数名の参加がございました。今回の説明会では、行政に関係の深い行政連絡員、納税貯蓄組合長及び保健協力員等には個々に、また多くの会員を抱える老人クラブ連合会や連合婦人会等の団体にはそれぞれの会長あてに事前にご案内させていただきました。

本庁舎移転は、合併後最初の市民の皆様の利便性に大いにかかわる市民の合意のもとで進めていくべき大事業であるとの認識のもと説明会を開催することとしたわけですが、貴重なご意見もございましたが、市民の皆様に関心をまだまだ喚起できていないと判断いたしております、より一層

わかりやすい情報発信に努める必要があると考えております。

私が選挙のときに訴えたまちづくりの主役は市民であるということ、また職員への訓辞の中で示した市民に開かれた行政を実践していく第一歩として、喫緊である庁舎移転問題についての説明会を開催することとしたわけではありますが、説明会を終えて市民のご意見を伺い、疑問を払拭しながら事業を進めていく姿勢が望まれていることを改めて認識したところであります。

本来であれば、時間をかけて市民の皆様の意を酌んだ計画を立ててから取得、整備と順序を踏まえ実行していくべきことだったのでありますが、今回の移転事業のこれまでの経緯を見ますと、破産物件であったことや、ご寄附をいただいた電力会社との関係で、まず土地、建物の取得の判断を急がなければならない事情が先にあり、それから整備方針を審議会に諮り、まとめたものでありまして、そういう意味では既に取得している物件をどのように整備していくのかという内容の説明となったことで、移転ありきの説明会という印象を与えたのも事実であろうと思います。

澤藤議員が民意をどのように理解しているかと問うている意味は、端的には本庁舎移転に対して反対の立場で発言された方が多かったことをどのように認識するのかということであろうかと思えます。説明会の中では、庁舎の移転問題に関連するものとしてさまざまなご意見が出されました。その中で赤字財政の問題、合併後の各地区での公共サービスに関する問題、分庁舎制の問題等々、これまで声を上げる機会がなかったために、今回それが噴出したという感もございます。

説明会で本庁舎移転問題に対してご批判の強い意見をいただきましたことは、この問題に対する、あるいは関連する問題に対する十分な説明がこれまで不足していたということがその根底にあるも

のと考えています。今後とも市民に直結する課題について語り合う場を適時に設け、市民の生の声を聞き、ひとりよがりにならない事業の遂行に努めていくことが必要であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政の健全化についてお答えいたします。まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる再生法制についてご説明しなければなりません。この法律は地方財政再建促進特別措置法、いわゆる再建法の欠点を見直し、情報開示の徹底の仕組みを設けることや、自主的な改善努力が義務づけられる早期健全化の段階への移行、さらに悪化した場合の国等の関与による確実な財政の再生を図る財政の再生段階への移行及び公営企業の健全化のスキームを設けることなど、新たな再生制度を整備したものであります。本法律は、財政の健全性に関する4つの指標を定義しております。この指標が1つでも政令で定める早期健全化基準以上の場合には、年度末日までに財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも財政再生基準以上の場合には、夕張市の準用財政再建団体と同様なものとして年度末日までに財政再生計画を議会の議決を経て総務大臣に協議し、その同意を求めなければなりません。

なお、財政再生計画に同意を得ていない場合は、災害復旧工事費の財源等政令で定める場合を除き地方債を起すことができなくなります。

この指標についてそれぞれ説明いたしますが、1番目が実質赤字比率であります。この指標は、一般会計と公共用地取得事業特別会計を対象とした従来同様の考え方でありまして、実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。

2番目が連結実質赤字比率であります。この指標は、一般会計のほかに国民健康保険特別会計、

老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、公共用地取得事業特別会計、魚市場特別会計、簡易水道事業特別会計の7特別会計及び用地造成事業会計、水道事業会計の一部事務組合以外の全会計が対象となるもので、これら会計の実質赤字額から実質黒字額を差し引いた合計額の標準財政規模に対する比率であります。したがって、連結実質赤字比率には一部事務組合が含まれないことをおわかりいただきたいと存じます。

なお、赤字額からは水道事業会計等の資金剰余金も差し引かれますので、現在は標準財政規模の20%を下回っております。

また、用地造成事業会計の土地の資産額をどのように取り扱うのかもいまだ示されておきませんが、これが加味されますと、累積赤字額はさらに下回るものと考えております。しかしながら、いかに一部事務組合の債務が含まれないとはいえ、運営のほとんどをむつ市が負担しておりますので、厳しい財政運営を迫られることは避けられないものであり、赤字解消に向け、なお一層努めていかなければならないものと考えております。

3番目が実質公債費比率であります。この指標は、平成18年度に従来の地方債許可制度から地方債協議制度に移行したことによるものであり、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率ですが、現行の起債制限比率の算定に満期一括償還方式の地方債に係る年度割相当額、公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰入金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に係る負担金及び一般会計の債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものが新たに準元利償還金として加えられ、これに係る普通交付税算入額についても算定に加えられるものであります。

なお、一般会計の一時借入金に係る利子が地方

財政法施行令の改正で新たに加えられております。

4番目が将来負担比率であります。この指標は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の地方債現在高、地方財政法第5条各号の経費に係る債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額、全員が退職した場合の一般会計等の負担見込額、土地開発公社の損失補償分連結実質赤字額及び一部事務組合等の連結実質赤字額のうち一般会計の負担見込額が算定されるとともに、地方債現在高に係る普通交付税算入額についても算定に加えられるものでありまして、一部事務組合を含めた債務に係る指標は、この将来負担比率に係るものであります。

なお、詳細部分については、政令、省令の定めとなり、現在国において策定中ですので、この比率の詳しい数値をお示しできませんが、将来負担比率の指標に関しては、早期健全化基準にのみ該当し、財政再生基準には該当いたしませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、庁舎建設に係る合併特例債の額と残額についてお答えいたします。合併特例債の使用については、市町村の合併の特例に関する法律第5条に定めます新市まちづくり計画策定に当たっての財政計画の見通しの前提として、合併した場合の財政シミュレーションを合併協議会に示しております。

当時の説明として、合併後3年ぐらいは財政状況が非常に厳しい状態が続くために、準用財政再建団体転落ラインをクリアするために合併特例債は計画期間の後半に適用せざるを得なかったという背景がありました。このため新市まちづくり計画に基づいた積極的な事業は、財政再建の足取りがしっかりしてくる計画期間の後半に徐々に行

う、そのための財源として合併特例債を活用していくのだという基本的な姿勢は現在も変わっていないのであります。

合併協議事項は、確かに尊重しなければならないものであると私も認識しておりますが、平成17年度、合併初年度の予算編成においては、各市町村の抱える財政上の問題が表面化するなど、合併協議におけるシミュレーションどおりとはまらなかった経緯があります。財政の健全化を第一義とする基本的合意からすれば、財政運営上有効な合併特例債が使用できるにもかかわらず、わざわざ財政措置の少ない地方債を使用することは財政の健全化に逆行する手段であり、とり得るものではありません。したがって、これまでも地域に密着した道路整備等の事業に使用してきたものであります。

具体的な合併特例債の使用について申し上げますと、平成17年度は生活道路整備事業として17路線、排水路整備事業として2路線、さらにむつ消防署の高規格救急車整備事業負担金で合計2億4,480万円、平成18年度は生活道路整備事業として18路線及び排水路整備事業の1路線で合計1億2,350万円となっております、2カ年合計3億6,830万円となっております。

また、御議決を賜りました本年度予算は、庁舎移転に係る設計費のほか、生活道路整備事業18路線、排水路整備事業1路線、除雪機械購入、川内地区完全給食事業並びに大畑消防庁舎用地及び脇野沢消防分署水槽付ポンプ車購入に係る負担金などで3億940万円でありまして、今年度予算額を加えた総額では6億7,770万円となります。

庁舎移転に係る合併特例債は、現在行っている設計の結果待ちとなりますが、説明会でお示しております概算額では、事業費ベースで約12億5,000万円、この95%の11億8,750万円を見込んでおります。

なお、庁舎移転に係る合併特例債の有利性や財政に与える影響等につきましては、昨年10月の第141回臨時会においても参考資料としてシミュレーションを示しながら説明をしまいったところでもあります。

合併特例債の上限額は、事業費ベースで約233億円ですので、合併特例債では221億円となります。したがって、今年度予算額を加えた総額と庁舎移転に係る概算額を差し引きますと、202億3,480万円が残額となります。この残額につきましては、今定例会で御議決いただきました長期総合計画に基づいて今後作成される実施計画において具体的な用途先を決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、原子力関連の財源は予定どおり歳入を見込めるのかのご質問ですが、議員ご承知のとおり、大間原子力発電所の着工が延伸となったことにより、これにかかわります原子力発電施設等周辺地域交付金相当分が当初予算から2億1,000万円の減額となります。昨年度から約3億5,000万円の繰上充用額の減額となり、やや好転の兆しが見え始めているものの、この減額が財政に及ぼす影響は大きいものがあります。したがって、今後も議会や市民のご協力を賜りながら、赤字解消計画でお示ししている平成23年度の赤字脱却に向け、なお一層財政再建に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、旧町村地区の振興策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、地域ごとのまちづくりは、むつ市長期総合計画に商業や都市的サービス業の高度化を通じた中心市街地の活性化とあるが、どのような内容で、またむつ地区の商店街など特定の地域を想定しているのかのご質問ですが、地域の特性を生かした特色あるまちづくりを方針として掲げ、中心市街地の魅力向上のために、

まちづくりと一体となった商業空間の整備、街路整備、空き地、空き店舗の活用、新規操業の支援を行い、コミュニティバス、循環バスなどの公共交通機関の機能強化などを促進していきたいと考えております。

また、特定の地域を想定しているのかのご質問ですが、特定の地域を想定しているものではなく、新市全域における商工業の振興を考えておるところでございます。

また、高齢化社会に対応した地域商業の育成とあるが、どのような位置づけなのかのご質問ですが、これは買い物代行や宅配などの高齢者向けサービス機能の充実及び高齢者が歩いて買い物に行ける商業空間の整備などが考えられるところでもあります。

ご質問の2点目、旧町村部の農林水産業や商工業の現状と今後の雇用対策等を含めた振興策をどのように展開していくのかのご質問ですが、まず農林業の現状と振興策についてお答えいたします。

下北地域の農業は、経営規模が小さく、従来より自給的農家が多く、むつ市旧町村部においても一部を除き、その構造に大きな差はないものと思われれます。平成16年度の農業粗生産額は、川内地区で12億2,000万円、大畑地区で2億円、脇野沢地区で6,000万円であり、これを平成11年度と比較いたしますと、川内地区で2,000万円の増、大畑地区で2,300万円の減、脇野沢地区で300万円の減となっております。川内地区では、肉用牛と大根、レタスなどの野菜との複合経営が下北地区の先進事例となっているほか、最近では四季なりイチゴや一球入魂かぼちゃ、さらにはアスパラの有機栽培等への取り組みが行われ、このことが生産額を押し上げておるものと思われれます。他の地域では、残念ながらこのような動きが余り見られず、旧町村部の中でも農家の取り組みに差がある実態

にあります。

市では、経営意識の高い担い手農家の育成や認定農家を中心として兼業も包括した生産組織の再編強化を図り、市全体の生産力向上や活性化を図ることを目標として、各地域の条件や特性を生かした取り組みとともに、広域化された市全体の枠組みの中で、先進事例をモデルとして農協の生産部会等を通じて地域ブランド化を推進してまいりたいと考えているところであります。

また、林業は農家林家が大半を占め、その所有規模も小さく、木材価格が低迷している中で管理コストの低減が求められており、森林組合が進めている施業・経営の集約化や長期施業受委託制度を森林整備地域活動支援交付金事業等を通じて支援してまいりたいと考えております。

次に、水産業の現状と振興策についてであります。まず、川内地区の主な漁業種類としては、ホタテ養殖漁業、アカガイ養殖漁業、ナマコ桁網漁業、ナマコ潜水漁業であります。地まきホタテ貝の不漁やホタテのへい死、密殖による成長不良等と10年以上にわたり厳しい状況が続いたようですが、近年ナマコの水揚げ金額がふえ、漁業経営は安定しつつあると伺っております。

次に、大畑地区の主な漁業種類としては、イカ釣り漁業や定置網漁業、底建て網漁業、かご漁業であります。昨年10月の低気圧による漁業被害や大型クラゲの来遊、イカの不漁等と厳しい現状にあり、特に水揚げ金額の約6割を占める近海の生イカが昨年では対前年の4割程度の水揚げだったことから、大畑町漁協全体の水揚げ金額の向上を図っていくことが課題であると伺っております。

次に、脇野沢地区の主な漁業種類としては、ホタテ養殖漁業や定置網漁業、底建て網漁業、ナマコ桁網漁業であります。かつての主力魚種であったタラやイワシの不漁や大型クラゲの来遊、ト

ドの出現、ホタテ価格の低迷等厳しい状況にあることから、漁業経営及び漁協経営の安定化を図っていくことが課題であると伺っております。

市では、中国市場での干しナマコの需要がふえたことによりナマコの価格が高騰していることから、脇野沢、川内地区の地先においてホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場の整備を検討しているほか、大畑海域においてはヤリイカの増殖場の整備やサケ資源増大のためのサケ稚魚の海中飼育施設の整備を行うこととしております。

また、ホタテやサケ、ナマコ等の資源の増大に向けた取り組みを支援するとともに、加工を推進することによって雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工業の現状と雇用対策等を含めた振興策についてであります。国内経済は回復基調にあると言われておりますが、本市においては公共事業の抑制や個人消費の低迷から、いまだ景気回復を実感できるまでには至っていない状況にあります。また、消費者ニーズの多様化や車社会により、コンビニエンスストアや大型店などの進出が進み、地域における商業形態が大きく変化しつつある中、商工業を取り巻く環境は依然として厳しいものになっており、さらにむつ市旧町村部における少子高齢化が進んでいるという実態であります。市では、雇用対策を含め、地域住民や民間事業と一体となった独自の政策による自主的な取り組みが求められており、この地域ならではのレタスやイチゴ、カボチャ、アスパラのブランド化、ナマコ、ホタテ、アカガイなどの水産加工産業の育成や地元企業の活性化、新産業の創出等による雇用の確保、新たな雇用機会の開発等を促していくことを支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、地域ごとのまちづくりに関連し、むつ市長期総合計画にある循環型環境社会の創造につい

て、旧大畑町が策定した大畑まちづくりプランと整合性があるのかとのお質問にお答えいたします。

大畑まちづくりプランは、平成14年3月、旧大畑町が都市計画法に基づく都市計画に関する最上位計画として住民参加のワークショップを幾度となく開催し、豊かな自然環境との共生を図り、適正規模の地域社会の持続発展を目指したまちづくり、言うなればコンパクトシティーを理念として策定されたものであり、現在も大畑都市計画区域に適用されるものとして理解されるところであります。

同プランの理念は、旧大畑町が平成15年6月に策定した新大畑町総合計画に引き継がれており、合併協議会で策定されました新市まちづくり計画は旧4市町村の長期総合計画を基本としていること、本定例会において御議決を賜りましたむつ市長期総合計画が新市まちづくり計画を踏襲し、かつ尊重しておりますことから、大畑まちづくりプランの精神は、今般のむつ市長期総合計画に引き継がれているものと考えております。

なお、循環型環境社会の構築につきましては、むつ市長期総合計画の基本構想の理念に基づき、この後に作成いたします実施計画及び過疎地域自立促進計画等により具体の施策、事業等を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、生活保護の対応についてのご質問にお答えいたします。まず第1点目、分庁舎に相談員やケースワーカー等専門職員を配置すべきではないかとお尋ねであります。現在生活保護に関する業務及び職員は、本庁舎に集約しております。この主な理由は、受給者の抱える問題は多種多様であるため、その解決のためには査察指導員はもとより、ケースワーカーが連携しながら対応する必要があり、いつ何ときでも対応が可能な体制を整

えるためであります。

ことし4月には、これまでの1課1係を1課2係にする機構改革を行ったほか、査察指導員経験のある課長補佐を配置して体制の強化を図っております。また、各分庁舎には、兼任の職員を1名配置し、面接相談や医療券の発行、保護申請受け付け等の業務を行っておりますが、ことし4月には大畑庁舎にケースワーカーの経験があります職員を配置して、あわせて分庁舎の体制の強化を図っております。分庁舎での対応が困難な相談等につきましては、電話による助言のほか、必要があれば査察指導員やケースワーカーが直接分庁舎に出向いて対応しております。各分庁舎に新たにケースワーカーを配置するには、社会福祉法の規定により、あわせて査察指導員の配置が義務づけられており、各分庁舎に1名ないし2名のケースワーカーを配置することになりますと、それぞれに1名ずつ計3名の査察指導員を配置する必要が生じるため、非効率的な職員配置となります。

現在問題事案が発生した場合には、休日でも課長以下総括主幹、課長補佐、査察指導員、担当ケースワーカーが迅速に対応する体制をとっており、現体制が保護行政を推進するうえで最もベストの体制であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に第2点目、職員の養成、研修について、どのような研修をして、どのような効果があったのかとお尋ねであります。生活保護の相談に来られる方や生活保護を受給されている方は、それぞれに経済的、身体的、環境的にさまざまな問題やハンディを負っているため、担当する職員は、その事情を客観的に把握し、公平で他法他施策の活用等きめ細かでの確な対応を求められています。したがって、適正な生活保護事務を行うには、担当職員の資質の向上が不可欠であると考えております。このため今年度も社会福祉主事資格認定

講習会に3名を受講させているほか、ケースワーカー全国研修会や新任査察指導員研修等に参加させております。このほか、各分庁舎の生活保護担当者を対象とした研修会を開催し、主に生活保護事務相談及び申請受付マニュアルに基づいて研修を実施し、職員の資質の向上を図り、相談員の意図を十分に理解し、適切に対応する体制を整えてまいりたいと考えております。その効果については、具体的にお示しすることはできませんが、長期的な視野に立って、今後の生活保護事務を適正に実施するために効果があるものと考えております。これからも関係機関、とりわけ地域の状況を熟知しております民生委員の皆様と連携を密にしながら、福祉の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次のサル対策、公民館施設の改善については教育長がご答弁を申し上げます。

次に、大畑小学校付近の交差点に信号機の設置をすべきのご提言についてお答えいたします。議員ご質問の信号機設置箇所は、大畑小学校通りと旧営林署通りが交差する十字路で大畑小学校の通学路にも指定されており、沿線には大畑庁舎、大畑消防署並びに大畑警察官駐在所、大畑体育館及び公民館等の公共施設があり、また信号機設置要望箇所の交差点から北側方向の旧営林署跡地に大型ショッピングセンターが6月に開店したことも自動車交通量が多くなってきた要因ではないかと認識しております。

現在大畑警察官駐在所前に横断用の押しボタン式信号機が設置されておりますし、大畑庁舎寄りの交差点と大畑郵便局付近交差点には交通整理員を配置し、登下校時の交通安全確保にも十分なる配慮をしているところであります。信号機の設置につきましては、澤藤議員ご承知のとおり、毎年町内会、学校及び交通安全協会等からの要望により、むつ警察署並びに道路管理者と協議をした後

青森県に要望書を提出し、青森県公安委員会が関係機関の立ち会いを求めて現地診断を行い、設置の有無について判断する手順となっております。

青森県公安委員会では、信号機設置の基本的要件について、1つに、道路構造として幅員、車線数、交差点間隔等が十分であるか、2つ目、交通環境として相当の交通量があるか、3つ目、沿線環境として人家等の密集状況はどうか、また近隣に学校、公共施設、娯楽施設等が配置されているか、4つ目、交通事故発生状況はどうかなどを総合的に勘案し、交通安全対策上必要な箇所を現地調査のうえ決定しております。しかしながら、むつ市が青森県公安委員会に今年度要望いたしました国道279号JAはまなす農協前及び早掛沼公園前入り口、国道338号大湊上町常楽寺前の3カ所について、本年8月29日、むつ市と青森県公安委員会等が現地において交通診断の協議をしたところ、信号機設置については、この交通量の多い国道でも非常に厳しいとの診断も出されておるところであります。

ご質問の交差点については、青森県公安委員会の基本的要件についての地形的状況や社会情勢の変化に伴って、設置が必要な箇所の一つと私もおもっております。青森県公安委員会では、青森県内市町村から要望が来ている信号機設置箇所は、平成19年度で130カ所にもなるが、この中の10%程度の予算配分しかなく、事情もわかってくださいとの答弁でありました。

いずれにいたしましても、ご質問の交差点に信号機を設置すべきについては、住民の交通安全を図るためにもむつ警察署と十分なる協議をし、青森県公安委員会へ粘り強く要望してまいりたいと思いますので、ご了承賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 澤藤議員のサル対策についてのご質問についてお答えいたします。

1点目は、その基本姿勢についてであります。ご存じのとおり下北半島に生息するニホンザルは、人以外で最も北に生息する霊長類であり、昭和45年に下北半島のサル及びサル生息北限地として国の天然記念物に指定され、保護が図られてきたところであります。

しかし、その一方ではサルの個体数が年々増大し、誘導域を徐々に拡大してきましたことから、それに伴いまして、農作物への被害が生息域に隣接する農地のほぼ全域で発生し、農家の生産意欲の減退を招くとともに、人家侵入及び器物破損被害など、生活環境被害も多数発生しているところであります。また、最近では脇野沢地区においては人的被害が発生するなど、大変憂慮すべき事態となっているところであります。

県では、サルの保護及び地域住民との共存を図るべく平成16年4月に第1次特定鳥獣保護管理計画を策定し、諸対策を推進してきたところでありますが、このような状況を受けて、現在策定中の第2次特定鳥獣保護管理計画におきましては、農作物被害の軽減及び生活被害、人的被害の根絶による人とサルとの共生を目指すとともに、長期的な観点から、地域個体群の存続を図ることを目的として原案を現在策定しているところでございます。

市といたしましても、あくまでもすみ分けによるサルとの共存を目指したいものと考えているところであります。特に地域住民から要望があります捕獲に関しましては、市といたしましても、サルによる人的被害の未然防止を最優先としながらも、農作物被害防止対策としての捕獲も含め、より多様な被害対策を講じていけるよう、他町村ともども県に申し入れているところでありまして、基本的にはその方向で取りまとめていただけるも

のと考えているところであります。

次に、2点目の農業被害対策についてであります。まず、電気さくを設置についてであります。これにつきましては、脇野沢地区におきましては、総延長約140キロメートルにも及んでいるところであります。しかし、猿知恵にはかなわず、境界を突破され、たびたび被害を生じているところであります。しかしながら、先ごろサル・クマ農作物被害緊急対策事業で二枚橋地区に京都大式電気ネット150メートルを実証試験で5月1日設置しましたところ、8月末現在になりましても被害が出ていない状況でございます。このことから、費用効果が見込まれる地域につきましては、この方式のネットの導入を検討していかねばならないものと思っております。総延長が長いことから莫大な経費がかかりますので、今後市長部局を初め国・県とも十分協議してまいりたいと考えているところであります。

次に、野猿監視員の増員につきましても、追上げが一定の効果を示すことがわかっておりますので、農作物被害が拡大していること、人的被害が発生するおそれのあることなどを踏まえ、予算に反映させるべく市長部局と協議してまいりたいと考えているところであります。

また、モンキードッグの導入につきましては、去る7月26日に深浦町に隣接する秋田県八峰町を視察してまいりました。関係者から状況をお聞きいたしましたところ、モンキードッグを導入している近隣は被害がほとんどないということですが、犬の訓練に要する経費、えさ代など、さらには犬が野犬化し、人に危害を加える二次的被害など問題はさまざまあるということであります。今後関係機関と相談しながら、本市といたしましても、モンキードッグの活用について検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、公民館施設の改善についてのご質問にお

答えいたします。まず、ご質問の第1点目、地区館の網戸の設置についてであります。ご質問の趣旨は、大畑地区の地区館で開催された会議の際、網戸の取りつけがなされていないため、暑い中、窓もあけられず大変不快な思いをされた、早急に設置すべきではないかとの澤藤議員のご指摘でございますが、8月21日に開催されましたサル対策会議にお集まりいただいた関係者の皆様には、蒸し暑い思いをさせ、大変ご迷惑をおかけしましたこと、まずもっておわび申し上げたいと存じます。

ご指摘後、大畑公民館において確認調査を行いましたところ、大変お恥ずかしい話でございますが、網戸を保管したままの状態になっていることが判明し、ただちに取りつけさせたところでございます。

なお、地区館は大畑地区7つの地区館、川内地区14の地区館、脇野沢地区3地区館の合計24の地区館がございますが、澤藤議員のご指摘を踏まえ、全地区館を調査いたしましたところ、松川地区館、下小倉平地区館、小沢地区館、滝山地区館、九艘泊地区館の計5つ、5地区館が未設置の状態であることが明らかになったところでございます。教育委員会といたしましては、未設置の地区館につきましてははできるだけ早急に整備してまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目、地区館へのファクスの設置についてであります。ご質問の趣旨は、社会教育施設としての機能の拡充と災害時の緊急避難場所として指定されていること、さらには昨年11月に大畑地区で発生しました海難事故による現地対策本部が設置されました経緯もありますことから、ファクスを設置し、情報通信基盤の整備を図るべきではないかとのことであります。先ほど述べました24の地区館のいずれも緊急避難場所として指定されているところでございますので、ファク

スの設置と整備につきましては、市長部局とも協議を重ねながら、前向きに検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 澤藤議員に申し上げます。

申し合わせの時間が過ぎておりますので、ご協力のほどお願いします。

これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（川端澄男） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

41番野呂泰喜議員を指名いたします。

#### ◎石田勝弘議員

○議長（川端澄男） 次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。15番石田勝弘議員。

（15番 石田勝弘議員登壇）

○15番（石田勝弘） 私は、新むつクラブ、民主党の石田勝弘であります。むつ市議会第193回定例会に当たり、さきに通告してある3点について一般質問を行います。

去る7月15日、前市長杉山肅氏の急逝に伴うむつ市長選挙が行われ、大半の市民からの支持を得られ初当選されました宮下順一郎市長に改めてお祝い申し上げます。これから財政の立て直しを初め課題が山積しているむつ市のかじ取り役を引き受けられたことに敬意を払うところであります。

市政は、市民の暮らしの安定や福祉の充実などのためにあり、何よりも市民本位のものでなければなりません。今後むつ市の経済、福祉、文化など各種分野を充実発展させていかなければなりません。そのベースとなるのが財政難からの脱却であります。むつ市の将来が明るく輝けるものとなるためには、市長のこれからの努力は並大抵のものではないと思いますが、市民の声に十分耳を傾けていただける聡明な宮下市長の手腕に大きな期待を持つものであります。

それでは、通告順に従って質問いたします。初めに、市長の政治姿勢についてお伺いします。さきに述べましたように、宮下市長は7月の市長選において勝利し、むつ市誕生以来5人目の市長になられたわけですが、選挙に臨んでの行動は、新聞報道を見る限り、市民の支持より自民党の支持を重んじたように受けた市民は多いのであります。何ゆえ市民党としての立場でなく自民党の推薦にこだわったのか。2年前に行われた市長選での前市長の例に倣って、民主党など他の政党からも推薦を受ける考えはなかったのかご所見をお伺いいたします。

今後特定の党からの推薦の事実が市政を運営するために支障を来さないか心配されるところであります。市長はどうお考えでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

また、前市長は6期22年むつ市長として君臨し続けた大市長であります。しかし、長期政権は幾多の功績を生む一方、権力が集中する余り、組織の下からの声や発想が届きにくくなり、トップダウンの行政形態が多くなり、停滞も生じます。宮下市長は、地方公共団体の長、以後は首長と申しますが、首長の多選について、特に4期以上の多選についてどう考えますか、ご所見をお伺いするところでもあります。

質問の第2点は、核燃料サイクル交付金につい

てであります。この件につきましては、ことし3月のむつ市議会第191回定例会でもお尋ねしておりますが、当時の杉山市長から現在の宮下新市長へバトンタッチされたことであり、宮下市長のお考えを確認する意味で再度質問いたします。

既にご承知のとおり、国は核燃料サイクル政策の中心となるプルサーマルの事業推進を目的にこの交付金を新しく設けたものであります。青森県内では、使用済み核燃料中間貯蔵施設のむつ市、大間原子力発電所の大間町、プルトニウムウラン混合酸化物、いわゆるMOX燃料加工工場を持つ六ヶ所村が交付の対象であります。その交付金は、国から県へ支払われ、各種事業に活用されるわけですが、県と施設を持つ地元との交付金の配分する割合が問題なのであります。

県は、その配分割合を昨年12月には県が4分の3、地元が4分の1としておりましたが、地元の強い反対もあり、ことし2月には県が3分の2、地元が3分の1と、わずかながら地元に対しての妥協の形を見せておりました。私は、3月定例会、その当時の杉山市長に対しまして、どんなに低く見ても地元での使い分は50%が妥当だと提言し、市長も県が3分の2、地元が3分の1は到底納得できるものではないとし、県と地元が50%対50%が妥当であるとの見解を示していたのであります。と同時に、交付金の対象施設を抱えるむつ市、大間町、六ヶ所村の3市町村が足並みをそろえて県に要請していくとも述べておりました。杉山前市長が急逝し、既に3カ月以上もたちました。交付金をめぐるその後の取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

最後の質問は、使用済み核燃料中間貯蔵施設についてであります。国内で初めてとなる使用済み核燃料中間貯蔵施設は、3年後の2010年12月の操業を目指してリサイクル燃料貯蔵株式会社が今年3月22日に経済産業省に対し、事業許可申請を行

いました。申請を受けた後、1次審査を原子力安全・保安院が、2次審査を原子力委員会と原子力安全委員会が行うことになっておりますが、建設の実際の日程等は私たちには明らかにされておりません。2010年12月の操業のためには、貯蔵建屋の建設工事の計画など、詳細がわかれば幸いです。2010年12月の操業のためには、貯蔵建屋の建設工事の計画など、詳細がわかれば幸いです。2010年12月の操業のためには、貯蔵建屋の建設工事の計画など、詳細がわかれば幸いです。2010年12月の操業のためには、貯蔵建屋の建設工事の計画など、詳細がわかれば幸いです。

次に、ことし7月に発生した新潟県中越沖地震により新潟県の柏崎刈羽原子力発電所が損傷し、稼働が不可能になっている状態が続いております。災害に弱い原子力発電所のイメージを多くの国民に与えました。むつ市で建設計画の中間貯蔵施設では、そのような災害が発生しても、びくともしない施設をつくっていただきたいと思うのであります。設計段階で十分吟味していることとは思いますが、その点について市への説明がなされているのかどうかお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、市長及び理事者におかれましては、明快なご答弁をお願いするものであります。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 石田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、私の政治姿勢についてのお尋ねであります。言うまでもなく市民の暮らしを守り、福祉の安定を図ることは、行政を運営していくうえでの基本として、私自身も十二分に心がけているところであります。去る7月30日開会のむつ市議会第142回臨時会における就任あいさつにおきまして、まちづくりの主役は市民であると申し上げました。つまり情報公開を徹底するとともに、市民の意見を酌み上げる仕組みをつくることで多くの市民の声を市政に反映し、市民に開かれた行政を展開していくということでありま

す。まずは、これを第一義として、出発点として初めて行政の進むべき道筋も見えてくるものと考えております。このことは、おのずと市民の暮らしを守り、福祉の安定を図ることにもつながっていくものと信じております。

次に、7月15日執行のむつ市長選挙において、自由民主党の推薦を受けて出馬したことについてお答えいたします。かつて私は、自由民主党のむつ支部青年部長や青森県連合会青年局副幹事長を務めました。無論私の政治信条の一端ゆえに、これらの役を務めたわけでありますから、今回の市長選挙において自由民主党の推薦を受けたことにつきましては、元来の政治信条の一端を継続したままで、特段意図したものではありません。ましてや現在自由民主党に党籍は持っておりません。

あくまでもまちづくりの主役は市民であるという政治スタンスをとりながら、多くの市民の声を今後の市政に反映できるような仕組みを形成しつつ、法令を遵守し、公平な行政運営を推進していく所存であります。

次に、首長の多選についてどういうお考えかというご質問についてであります。多選の功罪については種々のご意見があることは私も重々承知しております。あえて言わせていただければ、選挙において首長を選択するのはあくまでも市民でありますから、就任間もない現段階で、私は3期までしか市長を務めませんといった限定する発言をすること自体がいかがなものかと思えます。いずれにいたしましても、多選の是非を申し述べる時期ではないということでご理解賜りたいと思えます。

次に、核燃料サイクル交付金の交付配分割合についてのご質問にお答えいたします。石田議員の核燃料サイクル交付金のお尋ねについては、前々回の3月定例会において前市長から、県が提示し

ている配分割合については引き上げを強く要望していく、腹づもりとしては、県と市町村の割合をフィフティー・フィフティーでという考え方であるとの答弁がなされているところであります。その後4月にむつ市、大間町、六ヶ所村の3首長による協議が行われ、県が50%、所在市町村が25%、周辺市町村の合計が25%とする配分とするよう県に対して要望活動を行うことで協議が調ったものの、県への要望活動を果たせずに現在に至っているところであります。

県が依然として提示している県66.7%、所在市町村16.65%、周辺市町村の合計が16.65%とする配分については、私といたしましても、到底納得できるものではありません。そもそも所在市町村の施設設置の了解がなければ、青森県は当該交付金の対象地域とならないことを考慮に入れますと、立地及び周辺市町村に手厚く配慮した配分になるべきものと考えるところであります。市長就任後に改めて大間町長、六ヶ所村長との確認協議の場を設けましたが、フィフティー・フィフティーの考え方について認識が一致したところであり、また今後において地元選出の県議会議員にもご協力をお願いしながら、対象地域全体で要望活動を行うことでの共通理解が図られたところでありますので、対象地域全体の関係市町村長及び県議会議員の方々とともに県に対し強く要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問にお答えいたします。まず、施設建設の現況と今後の計画についてであります。本年3月22日に事業者であるリサイクル燃料貯蔵株式会社が国に対し、使用済燃料貯蔵事業許可申請書を提出したところでありますが、現在経済産業省、原子力安全・保安院において1次の安全審査を行っているところであります。

この事業許可申請書につきましては、昨年9月に改定された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に対応した調査や解析を行ったうえのものであり、申請時点での最新の知見に基づいたものであります。原子力安全・保安院の審査が終わりますと、その後ダブルチェックという観点から、内閣府原子力委員会及び原子力安全委員会による2次の安全審査が行われることとなります。2次までの安全審査が終わり、国からの事業許可が出されますと、設計及び工事の方法の認可申請、それに対する認可等各種許認可事務手続を経て本体外工事の開始となります。なお、本体外工事開始までの間に農地転用許可がおり次第、敷地造成等の準備工事に入ると聞いております。

次に、計画されている施設については、今回のような地震に対しても安全なのかとのご懸念であります。去る7月16日に発生した新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被害につきましては、石田議員もご承知のとおり、火災の発生やごく微量の放射性物質の漏れ等がありましたが、定期検査中の3基を除く稼働中の3基と起動中の1基は自動停止して、とめる、冷やす、閉じ込めるという原子力発電所の重要な部分が機能して安全な状態を保っております。

現在は、地震による原子力施設等への影響について、国及び東京電力において柏崎刈羽原子力発電所や周辺地域等の詳細な調査が行われているところでありますが、今後この地震に係る新しい知見や国からの新たな指導等があれば安全審査への影響が出る可能性も考えられますが、現段階におきましては、平成22年の操業開始、いわゆるキャスクの受け入れ開始というスケジュールに変更はないと伺っております。また、市としても今後の状況を踏まえ、リサイクル燃料貯蔵株式会社に対し、安全安心を第一義に慎重な対応を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい

と存じます。

○議長（川端澄男） 15番。

○15番（石田勝弘） 再質問させていただきます。

市長は、政治信条で自民党からの推薦を取りつけたと。自民党からの推薦そのものは、私もそれはそれとしてよろしいのであります。ただ、一方向だけ考えないで、例えば私の所属する民主党とか、国民新党とかここにあるかどうかわかりませんが、そういうたくさんの方の皆さんに、断られたら仕方がないですけども、打診してみても、やはり多くの市民に支持されるというのがベストだと思うのでありますが、その辺の見解をもう一度お願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当時は7月15日、あの時期は国政の中で参議院議員選挙が29日の投票ということで、告示直前、要するに選挙戦のさなかでございました。その意味で、やはり自由民主党に対しての、私先ほど1回目の答弁いたしましたように、若いころから自由民主党に党籍も持っていましたし、青年部長という形で活動してまいりました。そして、ご承知のとおり、私が起意表明をした段階で自由民主党の推薦をということで報道されました。その中でやはり国政選挙も控えているという中で、逆に私が仮に民主党の推薦をお願いするという形になれば、民主党のむつの方も混乱を招くのではないかなという思いもありましたし、やはり私、石田議員がご所属になっている民主党、その政策そのものを全くもって否定をして、その推薦をお願いしないということでは決してありません。ですから、いいところはきっちりを受けとめ、先ほど国民新党の部分ございました。よい政策はしっかりと受けとめ、ただそれは国政の部分の中で私自分の考えを申し述べたわけですけども、市政の中でもやはり民主党のよき政策はしっかりと受けとめ、また国民新党の部分も受

けとめ、さらに社民党、それから共産党、さまざまな部分でのよき政策は市政に反映をさせていきたいと、こういうふうな思いを持っておりますので、決して自民党に拘束をされるものではないという点でご理解をしていただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 15番。

○15番（石田勝弘） ただいまの市長の答弁で大体80%しか了解できません。20%は何が了解できないかということ、その当時民主党に推薦を求めたら民主党が困ると言われましたが、それは逆に、自民党が困ったのですよ。ですから、その部分だけ勘違いしないでいただきたいと、こう思います。

それはそれでよろしいのですが、次は地方公共団体の長、多選ということについてどう考えますかということで、市長は多選を述べる時期ではないと。それはそうですね、3カ月前に当選したばかりですので。しかし、基本的にいろいろ多選についてどう考えるかといいますか、多選の流れ、多選の弊害というのは前からあるのです。地方公共団体の首長の多選制限は、過去3回、昭和29年、昭和42年、平成7年に国会で法案として出されましたが、いずれも審議未了の廃案となっております。平成9年7月には、地方分権推進委員会の第2次勧告で、今後地方分権の推進に伴い、地方公共団体の首長の権限、責任が総体的に増大する一方、首長選挙における投票率の低さ、各政党の相乗り傾向の増大は首長の多選が原因の一端であると、こう指摘しております。

そして、ことし5月30日に総務大臣の指示で設けられました首長の多選問題に関する研究会の結論の一つとして、次のように指摘しております。今日の地方公共団体を取り巻く状況は複雑多様であり、各般にわたる行政課題に的確、迅速に対処するためには、地方公共団体の長の強いリーダーシップが求められている。地方公共団体の長が十分な権限を有する必要があるが、同時に長の権力

を、首長の権力を制限する必要も高まっている。この両者の要請にこたえるためには、1人の者が首長の職に在任する期間を制限するという事は、首長の権力をコントロールする合理的な1つとなるというものであります。このことを踏まえて、再度多選についてのお考えを、答えられないではなくて、こういうのでこう思うというのがありましたら、ひとつご答弁をお願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどちょっと発言を漏らしました部分がありました。民主党、そして社民党、共産党、国民新党、そして選挙の際ご支援をいただきました公明党という形で追加をさせていただきます。

そしてまた、先ほどちょっとご質問ではございませんでしたけれども、私が民主党の推薦を受ければ自民党が困ったのではないかとのご発言がありました。自民党が困るといふようなことも察知していましたので、推薦をお願いしなかったというふうなことでご理解をしていただきたいと思います。

それから、多選の問題ですけれども、就任してから50日たちました。議会のほうでは議長を努めさせていただき、また皆様方のご協力をいただき運営をさせていただいたわけですけれども、行政のほうに入りまして、やはりこれはかなりの経験が必要だといふような、リーダーシップをとるには。報道なんかでは、下北の中核都市だからリーダーシップをとって、強いリーダーシップが望まれるというふうな報道がよくされております。しかしながら、この50日間考えたことは、やはりかなりの経験がこの首長には必要ではないかなと。そして、その任期も当然そういうふうなことで推測できるのではないかと。ただ、そこで3期ということで区切るのは、やはり先ほど申し上げましたように、有権者市民の判断であろうかと、こう

いうことでお許しをいただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 15番。

○15番（石田勝弘） 多選についてでございますが、去年の福島県知事の5選目にして辞職しなければならなかった事件などがあり、その前から地方公共団体では、平成15年3月に東京都杉並区で通算4選を自粛する条例が制定されている。そのほか埼玉県など9団体において現在多選自粛条例が制定されております。確かに今現在経験積まなければ立派な行政運営はできないと言われるのは全くそのとおりだと思います。ただし、市長は頭脳明晰で非常に人柄もよく、たくさんの部下からも信頼されると思いますので、恐らく1期もう少しで十分な手腕を発揮されるのではないかなと、こう思うのです。ですから、そういうことを踏まえて、多選そのものは、いいという意味ではいいです。リーダーシップとってやらなければいけない、特に地方分権が進むことになれば、長が一番の責任者でやらなければいけないというのはわかるのです。しかし、やはり弊害もあるのは、余りそれをきちんと口に出されないですけれども、宮下市長も薄々前から感じているはずですよ。言えないと思います。ですので、私としては、では多選自粛条例案を制定することはどうですかと言われても、やはり先ほどの答えのようになるといいますので、ぜひそのことを考えながら行政運営を今後も続けてほしいなと、こういう思いであります。それについては、もう終わります。

次は2番目です、核燃料サイクルの話です。杉山前市長同様、宮下市長も同じ考えだということに安心いたしました。それでは、つい最近3市町村及び県議会議員の方々に県に要望活動するための確認協議がされたということではありますが、この交付金は近々来るわけですよ、実際。だから、事業も大体こういう事業に使おうとか、幾らかかるとかというのは、いろいろ検討していると思うの

です。そういう意味では、要望活動を早くしなければいけないと思うのでありますが、それがいつごろ計画されているか、決まっていたらお知らせしてください。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの石田議員の要望活動についてのめどにかかるご質問でございますが、先ほどの市長の答弁の中に改めて新市長就任後、3市町でこれまでの考え方の確認をしつつ、今後におきまして、できるだけ早い機会に県議会議員のお力も得ながら進めてまいるという考え方を示しましたが、具体的な時期につきましては、本定例会終了後、相手もあることですので、明言はいたしかねますが、例えば10月の中旬ぐらいまでの目安で考えているということでご理解を賜りたいと存じます。

もう一点ですが、交付金のこれからの実際に交付いただける時期ということでございますが、それに関連しまして、議員ご認識のとおり、まずは県で進行計画を編む必要がございます。今後それは編む予定にありますので、私どもといたしましては、その進行計画の策定のプロセスにおいて私どもでお願いしたい事務事業をこれから要望活動に合わせまして訴えていくということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 15番。

○15番（石田勝弘） 今回の企画部長のご答弁で大体把握したわけではありますが、どういう事業が考えられるかということは、やはり交付金が幾ら来るかということが決まらないと、どうも前に進めないと思うのですが、今現在33%は最低確保しているという思いです。あと17%伸びるかどうかがこれからの交渉次第といえますか、要望活動次第です。ですから、むつ市では、例えば33%に当たる事業は、私たちとしてはこういうのをやりたいの

だというようなのがありましたら、答えていただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 先ほどもちょっとにじませた気持ちでいたのですが、具体のそのための事業構築、何を当てるかという点につきましては、これから要望活動に並行して熟考させていただくということでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 15番。

○15番（石田勝弘） それ以上言えないと思いますので、できるだけ事業をこれから絞って、前向きに早く交付金をいただいて事業も進展するようにお祈りしております。

次に、最後でございますが、中間貯蔵施設関係でございます。日程等を明らかにされていない。実は、何でもこういいますと、非常に世の中は景気がいいと言いますが、むつ下北は非常に冷え込んでいて、もうこの工事自体が待望論なのです。例えば土木工事からスタートすると思えますけれども、建屋の工事、キャスクに7割ぐらいかかるから、全体としては1,000億円のうちの、これも2棟建てて1,000億円です、1,000億円のうちの約250億円から300億円ぐらいしか工事金額がない。前半は、そのうちのさらに半分程度ですが、何億円でも何千万円でもいいという地元の業者の声があるのです。ですから、そういう意味では、2010年12月に操業するためには、大体いつごろ、最低はこのぐらいから建屋を着工しなければいけないとか、そういう目安というのがあると思うのです。それがわかりましたら、外構工事といいますが、土木工事を初めとして、まだ許可される前にそれに言及するということは大変僭越かもしれませんが、ただ、まちの人の声は、どうなのだとということで私たち聞かれるものですから、その辺がわかっていたら、ひとつお知ら

せしていただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 石田議員がまちの人の声という形で早くと、早期待望論というふうなことのお話がありました。市の財政としても全く同じでございます。この部分では、石田議員が今まちの方々の声をお伝えいただきましたけれども、財政のほうからも早く何とかしていただきたいと。ただ、それはあくまでもこの審査というものもございまして、慎重に審査をしていただき、安全を早く確認をしていただき、そして先ほど答弁いたしましたように、農地転用をして、早くその工事が始まればいいなと、こういうことでございます。思いは一緒でございます。

その余については、部長から答弁させます。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 市長の答弁に一部補足いたします。

整地等準備工事、それから本体工事等の関係につきましても、先ほどの市長答弁にありましておりでございますので、割愛をいたしますが、リサイクル燃料貯蔵株式会社が国へ提出しております使用済燃料貯蔵の事業許可申請書、これにつきましては、市の広報広聴課あるいは図書館及び各分庁舎におきましても縮刷版という形で閲覧できるように配置しておるところでございます。この使用済燃料貯蔵事業許可申請書に記載されております使用済燃料貯蔵施設の工事計画、これによりますと、準備工事は平成19年度末、平成20年3月からと。また、本体工事の開始につきましては、平成21年度、平成21年4月からということになっておりますが、国における安全審査を初めとする各種許認可事務の進捗状況によりましては、先ほど市長が答弁いたしましたとおりでありますけれども、万が一ということでは変更となる可能性は全くないとは言いきれないという事情があるかと

思います。

いずれにいたしましても、スケジュールありきということでなしに、あくまでも住民の安全確保が大前提であるということから、国においてはしっかりと安全審査等をしていただき、そのうえで平成22年の操業開始まで予定どおり進むことを期待しているというのが私どもの立場でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 15番。

○15番（石田勝弘） 今後多種多様な難題の多いむつ市の将来を思うとき、あくまでも市民本位の公平公正な政策の実現と、よりよいむつ市づくりを目指すことを宮下市長にお願いいたしまして、私の任期中最後の質問といたします。

○議長（川端澄男） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

正 午 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議時間の延長

○議長（川端澄男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

### ◎東 健而議員

○議長（川端澄男） 次は、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 新むつクラブの川内の東であります。在任特例で川内町議会議員からむつ市議

会議員になって以来、早いものでもう2年6カ月がたとうとしております。今議会を最後に、その特例期間も10月15日で最後のときを迎えようとしています。合併以来新市振興を願い、毎回のよう訴えてきた私の一般質問もこれで最後であります。この後我々議員は、合併後初のむつ市議会議員の選挙を迎え、新議員としての市民の審判と洗礼を受けることになります。と同時に、この4市町村の合併がよかったのか、悪かったのか、それを検証する段階に差しかかっています。

考え方はさまざまあると思いますが、合併以来私は、郷土のことを思い、市民のために役立つことを念頭に議員活動を展開してまいりましたが、多少ながら後悔もありました。そして、庁舎移転問題に見るように、いろいろな苦悩もありましたが、思い残すこともなく精いっぱいやらせていただきました。

また、今までいろいろとお世話になりました亡き杉山市長を初め新市長、理事者側の皆さん、そして同僚議員の皆さんには大変お世話になり、まことにありがとうございます。新市長のもとに今後の本市のさらなる発展を願いながら、在任特例議員としての最後の質問に入らせていただきます。

それでは、むつ市議会第193回定例会に当たり、改めて財政問題と雇用対策について質問をさせていただきます。

1項目めでありますが、財政問題について。財政問題については、午前中の澤藤議員の質問に対する答弁の中で、私の質問に対する答弁もいささか含まれております。また、3月定例会で杉山前市長に質問をいたしましたので、ご承知のとおりですが、新市長になりましたので、通告のとおり改めてお伺いいたします。

この財政問題は、本市の将来にかかわる最重要課題であります。3月定例会の質問と多少重複す

る質問もあると思いますが、ご了承願いたいと思います。

まず第1に、財政の現状認識について、新市長にお伺いいたします。本市の財政状況について、私の調べたところによりますと、綱渡りの状態で危険水域に達していると思いますが、市長はこの認識についてどのように考えているのでしょうか。

第2に、地方財政再生制度について伺います。6月15日参議院に送られた財政健全化法案が可決成立いたしました。4指標が導入され、これが運用されるようになれば、財政指標も連結で示さなければならなくなり、財政の健全化は国や県によって指導強化されることとなります。これについては、理事者側と私の認識の度合いが相当違うと思います。そこで市長は、この法案の成立をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

第3に、連結決算と累積債務の総額について。平成18年8月に総務省が公表した地方行革新指針によると、普通会計のみならず、公営企業や三セクなどの会計をすべて連結にするなど財務情報をわかりやすく公表することが求められていました。この法案が参議院を通過し、可決成立し、来年度からの決算は連結で示さなければならなくなります。今まで何回も議論の対象となってきたとおり、本市の財政赤字が約21億円、企業会計に14億5,000万円が赤字として残っています。合計で約36億円、本市の標準財政規模が159億円ですから、この20%、32億円が準用財政再建団体転落のラインであります。これを4億円も超えています。これに8特別会計があります。これらを連結で示すことになれば、一部事務組合下北医療センターの79億4,876万1,000円の不足債務額が加わり、莫大な金額になると思います。市民が総額を知らなくてもいいことにはなりません。下北地域広域行政事務組合も含めたすべての累積債務はどのくらい

でしょうか、それを示していただきたい。

第4に、連結での一時借入金の総額を示せということですが、さらに5月1日の東奥日報に一部事務組合下北医療センターの一時借入金の額は134億7,798万6,000円であると書かれています。これは、言うまでもないことですが、借換債は当該年度内、つまり1年以内に償還しなければなりません。一般会計や特別会計の一時借入金、下北医療センターの一時借入金などの合計はどのようになっているのか。これに下北地域広域行政事務組合の一時借入金を加算されるとどのような金額になるのか。一時借入金は表面上は分散され、市民は余りわからず、危機感を感じていないようであります。しかし、連結決算になれば、この合計も表に出さなければならなくなります。すべての累積債務を含めた財政運営を見ると、夕張市どころの騒ぎではなくなります。この一時借入金の総額をご提示いただきたい。

第5に、合併特例債の限度額についてお尋ねいたします。合併特例債は、当初では230億円であるとの説明がありました。県の試算では221億円であるという回答を得ています。それが少しずつ使われ、目減りしています。しかし、これは幾らでも使えるというものではありません。財政再生団体に転落すれば特例債は全く使えなくなるのはご承知のことと思います。この221億円の資金の用途も消えてしまうわけであります。転落すれば、財政再生団体としての別の特例債があるようではありますが、特例債は現段階で転落ラインぎりぎりまでの間での金額しか使えないと思いますが、この認識についてはどうでしょうか。

今の段階では、二、三億円の使用が精いっぱいだと認識していますが、また累積債務になることを知りながら、今までこれが小刻みに使われています。借金をふやしているわけであります。財政を健全化し、5年後、合併当初の話し合いにより

69億円の特例債を投資するという約束も見通しが立たなくなっています。

よく周りを見渡していただきたい。現在旧町村部は驚くほど衰退し、取り返しのつかなくなる一歩手前まで来ています。多くの市民は、こんなはずではなかったと後悔しています。市長は、合併協議にも出ていたはずであります。協定内容にも詳しいと思いますが、これを今後どのように改善していくつもりでしょうか。それとも財政上、もう仕方がないので改善するつもりはないとお考えでしょうか。市民への説明のために在任特例議員としての最後の質問でございますので、明確にお答えいただきたいと思います。

ところで、この合併特例債の現在の使用限度額について、今どのくらい使えるのか、またこの限度額について県との打ち合わせなどがなされているのかどうかお伺いいたします。

また、下北医療センター議会では起債が認められなかったと聞いています。県ではどのような回答をしているのか。特例債は211億円、幾らでも使用できるのかどうか。公表できるのであれば伺いたいと思います。

第6に、合併特例債を赤字に投入できないが、認識はというものでありますが、私は勉強不足のため、過日県へ伺いを立て、ご回答をいただきました。特例債は、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う以下の事業、または基金の積み立てのうち当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費を対象とするものであり、赤字解消のために使うことはできないとの回答を得ています。繰り返しますが、財政再生団体に転落すれば、特例債は一切使うことはできないということになります。私は、旧町村部との約束がほごにされ、69億円の特例資金が使えず、衰退に拍車がかかるという危機感から今まで非常に心配してまいりました。この財源確保についてですが、

前市長は電源三法交付金を充てると明言いたしました。これについて踏襲するつもりかどうか、宮下市長はどのようなご認識をお持ちでしょうか。

第7に、4指標導入についてお伺いいたします。健全化法案は、地方自治体、つまり市町村の財政再建を早期に促すために、ことしの国会に提出され、衆議院を通過、それが6月、参議院に送られ、15日に可決成立したものであります。この法案の中身は4つの指標で自治体の財政状況を評価するというものであります。

6月3日の日本経済新聞の記事を引用しますと、これには実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率がありますが、財政が悪化している自治体のその状況に応じて財政健全化団体か、財政再生団体に区分され、再建を求められます。

再生の第1段階が健全化団体で、健全化計画を策定し、外部監査を受けて自主再建を図るというものであります。財政がさらに悪化すると、財政再生団体になりますが、これは総務省の同意を得ない限り地方債の発行や借入れができなくなってしまう。この基準は、総務省がことしじゅうに決めることになっていますが、今のところ連結実質赤字比率の水準を25%より高くするとの構想が紙面に出ています。そして、連結赤字の順位が書かれ、本市の場合は全国で21位にランクされています。もちろん1位は夕張市であります。本市の場合、連結実質収支比率は16.9、普通会計の実質収支比率が15.6と相当高くなっています。連結決算になった場合、手の打ちようがなくなります。取り返しのつかないことにならないか、非常に憂慮される事態だと思っておりますが、財政再生団体にすれば、マスコミ報道でご承知のように、夕張市のように過度な住民負担は避けられなくなります。今まで行政側からは、地方交付税や補助金、特別交付金などが毎年のように目減りし、市税収

入も減ってきているとの答弁もたびたび聞かされてまいりました。総体的に減収になってきている現在、取り返しのつかない状態になる前に早急に赤字解消に取りかかり、手を打つべきだと思いますが、この4指標が導入されたことについて、新市長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

第8に、基金の積み立てと財政再建優先についてであります。前段でも述べましたが、合併特例法には合併市町村における地域住民の連帯強化、または合併関係市町村の区域に合った区域における地域振興等のために設けられる基金の積み立てがうたわれています。運用に当たっては、強制ではないが、基金の積み立てが必要となっております。しかし、現在のところ小刻みに合併特例債が使われて、それどころではないように見えます。これでは、旧町村部の活性化策に対する取り組みが余りにも心もとない気がいたします。

現在の旧町村部の商店会を見ていただきたい。農村を見ていただきたい。どこもここも閑古鳥が鳴いています。大畑地区でも川内地区でも脇野沢地区でも、この活性化対策を早急にやるべきと私は今まで何回も提言してきましたが、財政が厳しいためさっぱりそれがやられていない。

新市長になりましたので、ここで再び提言しておきますが、本市の活性化には雇用促進と若者の定住対策が焦眉の急であります。聞きづらいと思いますが、私の立場としては、言わざるを得ない問題であります。合併時協定項目で示された財政再建を優先し、基金を積み立て、庁舎移転を凍結し、69億円の資金投入のための財政の健全化を図るのが現段階での最優先課題だと思っておりますが、これについて市長はどのようにお考えでしょうか。

第9に、庁舎移転と特例債使用についてであります。庁舎移転問題について少しお聞きいたしますが、市長選で市長は、初めは推進の立場でした。

しかし、最後にはなぜかトーンダウンしたような印象を受けました。大変興味のあるところですが、私の勘違いでなければと考えていますが、なぜでしょう。差し支えなかったら、理由をお答えいただきたい。

また、この問題について、前市長とも法令遵守が議論の対象となり問題になりました。これからの本市の財政事情を考えると、庁舎移転にはどうしても反対せざるを得ない。私は、何回も言ってきたことですが、財政が許すのであれば、賛成するのはやぶさかではない。しかし、現在では今まで述べてきたように、綱渡りの状態と見るべきだと思います。中間貯蔵施設の交付金の入金が確約されるまで二、三年延長するべきであります。合併協定以外への特例債使用について、市長は議長として合併協議へ参加、協定の取り決めにも尽力してまいりました。これを違えることになるが、新市長してはどのようにお考えでしょうか。

第10に、債務負担行為の名目と、その補償金額の合計はということであります。昨年から債務負担行為がどんどん約束されています。合併以前のこの内容が判然としませんが、これにはどのようなものがあるのでしょうか。ことしも川内地区では、川内地区の温泉施設2カ所、まちの駅、野平高原交流センターなどがその対象となりました。本市の旧町村部にも指定管理者制度の導入が増加しています。債務負担行為の額もますます膨れ上がっているが、平成17年度末のバランスシートを見ると、私の単純計算では約43億6,972万9,000円に上っています。ことしの分も足すと、それがもっとふえ続けていると思います。下北地域広域行政事務組合、下北医療センターなども合わせた債務負担行為の合計であります。現段階でどのくらいあるのかお伺いいたします。

第11に、経費節減に対する認識と対応についてであります。債務負担行為を設定することは、資

金不足と経費節減の考え方から生まれた対策であります。この返済には現在の資金のほか、これから先の国からの交付税や市民の支払う税金などで対応していかなければなりません。小泉改革の影響で現在どこでもそれを導入するようになってきています。しかし、ご承知のように箱物への投資は本市の将来にわたる債務となっていく。それは、何も知らないこれからの若者たちへのツケを残し、将来負担となっていくわけであり。将来負担比率を下げる努力をしなければなりません。そこで、これからの箱物に対する経費も極力減らしていかなければならないと思いますが、これからの経費節減について、市長はどのように対応しようとしているのかお伺いいたします。

第12に、中間貯蔵施設の工事の予定についてお伺いいたします。新潟県の柏崎刈羽原子力発電所の耐震強度の問題が浮上し、本市の中間貯蔵施設の工事への影響が免れなくなっていると思いますが、計画についてお伺いいたします。本市の財政は、この交付金に依存せざるを得なくなっています。これが滞ることになれば、手痛い打撃になります。工事着手は予定どおり行われるのか、計画に支障が出ていないか、影響が出ているとすれば財政的にも支障が出てまいります。その原因説明と資金調達の予定も含めて、今後の推移についてご説明いただきたいと思ひます。

第13に、赤字解消策についてであります。ことしの3月の全員協議会で病院会計について、旧むつ市は黒字だが、旧大畑町と旧川内町の赤字額が極端に高いし、これからも急激にそれが増加していくことが報告されました。決算報告を連結で示さなければならなくなれば、この問題も本市の足かせになります。このまま見過ごすことができない問題であります。この赤字解消対策はどのようにしているのか。本市の総合的な赤字解消策について市長のご見解をお伺いいたします。

次に、2項目めではありますが、雇用対策について。第1に、雇用に対する考え方についてお伺いいたします。財政問題についてお伺いいたしましたが、ところで財政を円滑にするためには、税収アップを図る対策が不可欠であることはご理解いただいております。それには、ないところから取るということではなくて、住民雇用の充実が必要であります。市長は、この雇用対策についてどのようにお考えでしょうか。

第2に、企業誘致に対する取り組みについて。8月29日の東奥日報の記事であります。市長も読んだことと思いますが、企業誘致に300億円、経済産業省が本県など10件に交付とあります。これは、本県でも津軽と県南・下北の2地域が指定を受けたとのこととあります。中でも下北に注目をすると、環境リサイクル・エネルギー技術関連産業とエレクトロニクス産業の集積を掲げ、新規立地56件、新規雇用4,100人などを目標にしていると書かれています。よく見ると、これには下北のどこという場所が示されておりません。そこで、先走りますが、ぜひこの関連企業を川内、大畑、脇野沢などの本市の旧町村部に誘致するよう働きかけてほしいと思いますが、この企業誘致構想に対する取り組みについて市長はどのようにお考えでしょうか。

以上、2項目について新市長の英断と明快なご答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政問題についてであります。1点目の財政の現状認識についてお答えいたします。

東議員が申されましたように、非常に厳しい財政状況であることは私も強く認識しており、財政再建を最重要課題に掲げ、効率よく効果的な市政

運営に取り組むことを約束したものであります。財政再建の厳しい状況下、本年度の繰上充用額は21億3,000万円余りとなり、昨年度から約3億5,000万円の繰上充用額の減額となり、やや好転の兆しが見え始めていものの、今後も議会や市民の協力を賜りながら、職員一丸となって、なお一層財政再建に努めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目、3点目及び7点目は、再生法制にかかわることですので、お答えは前後いたしますが、一括してお答えさせていただきます。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としたものであります。あわせて各会計の決算や地方債残高、一般会計からの繰入金等、一部事務組合のおおよその経営状況や一般会計との関連がわかる仕組みづくりがなされるもので、財政の健全化がより透明化、明確化されるものと考えております。澤藤議員にもお答えいたしました。本法律は財政の健全性に関する4つの指標を定義しておりまして、この指標が1つでも政令で定める早期健全化基準以上の場合には、年度末日までに財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも財政再生基準以上の場合には、年度末日までに財政再生計画を議会の議決を経て総務大臣に協議し、その同意を求めなければなりません。東議員が申されます一部事務組合の累積債務は、連結実質赤字比率には影響を及ぼしません。しかしながら、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に係る一般会計の負担金等は、実質公債費比率の算定に加えられるものでありますし、将来負担比率にも関係してまいります。

なお、詳細部分については、現在国において策定中ですので、比率に関して詳しい数値はお示できませんが、下北医療センターの不良債務すべ

てが対象となるわけではありませんし、将来負担比率の指標に関しては、早期健全化基準にのみ該当し、財政再生基準には該当いたしませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の一時借入金についてであります。一時借入金は1つの会計年度で歳出の現金が不足した場合に、その支払い資金の不足を補うため一時的に借り入れる金銭を言いますので、歳入歳出予算には計上されませんが、借り入れの最高額は予算で定められております。この借り入れの最高額とは、ある時点における一時借入金の現在高の最高額を指し、借り入れの累計総額を言うものではありませんので、予算の定める最高額の範囲内であれば何回でも借り入れ、返済を繰り返すことができますが、当該会計年度の歳入、すなわち当該年度分として収納された歳入をもって、その年度の出納閉鎖日である5月31日までに償還しなければなりません。

なお、一部事務組合の部分についてはお答えを控えさせていただきますが、8月末日現在での一般会計及び7つの特別会計の一時借入金の総額は、証書借り入れ25億円、当座貸し越し14億2,600万円で、合計39億2,600万円となっております。

5点目、6点目、8点目及び9点目は合併特例債にかかわることですので、一括してお答えいたします。

東議員が申されますように、財政再生団体になれば、合併特例債はもとより、ほぼすべての事業に対する地方債の発行が認められません。また、実質公債費比率が25%以上35%未満では、一般単独事業の一般事業や公共用地先行取得事業が、さらに35%以上になると、前述の事業ほか一般公共事業や公営住宅建設事業と大半の事業が許可されないものとなっております。これらを回避するために、行政改革や集中改革プランに基づき行財政

改革を行い、電源立地地域対策交付金を有効に活用しながら、平成23年度の赤字解消に向けて鋭意取り組んでいるものであります。

新市まちづくり計画の財政シミュレーションでは、平成17年度から平成21年度までの合併後5年間は電源立地地域対策交付金を財源とした特別分の事業費を除いた通常分の普通建設事業費の財源として合併特例債を除く地方債が計上されているものであります。また、旧4市町村の道路整備事業についての財源は、財政措置の大きい過疎対策事業債と財政措置の少ない臨時地方道整備事業債並びに豪雪対策事業債を使用することとしているものであります。

合併協議事項は、確かに尊重しなければならないものであると私も認識しておりますが、澤藤議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、財政の健全化を第一義とする基本的合意からすれば、財政運営上有効な合併特例債が使用できるにもかかわらず、わざわざ財政措置の少ない地方債を使用することは、財政の健全化に逆行する手段であり、とり得るものではありません。したがって、今後とも財政の健全化を図るうえからも、合併特例債の対象となる事業に対しては積極的に活用していかなければならないものと思っております。

庁舎移転に関しては、これまでの経過をご理解賜りたいと存じますが、財政再建を確実に進めていくうえからも、有利な合併特例債を活用することは必要であると考えております。

なお、合併特例債の額につきましては、事業費ベースで約233億円、この額の95%、約221億円が上限額となります。いずれにいたしましても、合併特例債の許可期限が平成26年度までと限定されておりますので、今後の合併特例債の活用状況や財政状況の健全性を見きわめながら、基金を含め真に有効な財源としての活用方法を検討してまい

りたいと存じます。

次に、10点目の債務負担行為についてですが、一部事務組合の額についてはお答えを差し控えさせていただきますが、平成18年度の決算見込みでは一般会計で41億5,230万円、下水道事業特別会計で2,000万円、合計で41億7,230万円となっております。なお、一般会計における債務負担行為のうちむつ総合病院に対する平成34年度までの負担分が約81%を占めております。東議員申されますように、指定管理者制度の導入により、これに係る債務負担行為が年々増加傾向にあります。指定管理者制度は複数年協定を結ぶことにより、その効率的、経済的な効果があらわれるものですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、11点目の経費節減に対する認識についてですが、いわゆる箱物の建設は、これまでもその時々での財政状況や市民の要望等を考慮しながら必要な施設に限り行ってまいりました。これらの施設には、必ず維持管理が伴い、これまでも最少の経費で最大の効果があらわれるよう努めてまいりましたが、行財政の効率化や職員削減による市民への影響を及ぼさないためにも、指定管理者制度の導入は避けて通れないものであります。今後も施設の建設とあわせ、その維持管理にも経費節減を図ってまいりたいと存じます。

次に、12点目の中間貯蔵施設の工事の予定についてですが、石田議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、現在は原子力安全・保安院において安全審査が行われている段階であります。また、地震による原子炉施設等への影響につきましては、現在国等において詳細な調査が行われているところでありますが、今後この新潟県中越沖地震等に係る新しい知見や国からの新たな指導等があれば、安全審査への影響が出る可能性も考えられますが、現段階におきましては、平成22年の操業開始というスケジュールに変更はないと伺

っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

最後に、13点目の赤字解消策についてですが、むつ総合病院を初めとした下北医療センターの経営健全化に対する支援、さらには、し尿やごみ処理及び消防等の地域に密着した下北地域広域行政事務組合への負担など、むつ市が抱える財政負担は非常に大きなものがありますが、いずれも市民にとってはなくてはならないものでありますので、再生法制に係る政令の動きも注視しながら、今後とも平成23年度の赤字解消に向けて着実に施策を進めてまいります。

具体的には、議会初め市民の方々に財政状況をご理解いただくための住民説明会を開催していくことも考えておりますし、電源立地地域対策交付金を人件費等のソフト事業に充当し、一般財源の軽減を進めていくことや、過疎債や合併特例債などの交付税措置の高い有利な地方債の活用を図るとともに、退職者一部不補充による市民サービスの低下を来さないためにも指定管理者の積極的導入による施設の有効活用を図ってまいります。さらには、事務事業量の見直しも積極的に行ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、雇用対策についてですが、これまで雇用に関しては、市町村合併以来さまざまな観点から多くのご質問があったことは承知いたしており、地域の雇用創出は私といたしましても、まなじりを決して取り組まなければならない最重要課題の1つと認識いたしておるところであります。

今私ども地方自治体には、地域間格差是正を図るため、地域住民や民間事業者と一体となった独自の政策による自主的な取り組みが求められておりまして、当下北地域では当地域ならではの産業育成や地元企業の活性化、新産業の創出等により雇用の確保、新たな雇用機会の開発等を促し、地域活力の再生を図ることが必要であろうと考えて

おります。

これらの取り組みの1つとして、県では全国との格差が著しい雇用環境を重く受けとめ、雇用需要の絶対的不足を解消するべく、現在地域雇用開発促進法の改正を受けた青森県県南・下北地域雇用開発計画を策定中でありまして、このほど市に対して地域の雇用開発の目標、方法等に関して意見を求められたところでありまして、

10月初めには、国の同意を得る予定となっておりますが、この同意を受けますと、地域内事業所の設置、整備に伴い、地域求職者を雇い入れる事業主に対し、設置費用を助成する雇用開発奨励金のほか、中核的人材の受け入れに対して助成する中核人材活用奨励金、受け入れた求職者への職業訓練に対し助成する地域雇用能力開発助成金などの国の支援措置が受けられることとなります。

また、次の企業誘致に関するご質問の中でご説明申し上げます企業立地促進法に基づく青森県県南・下北地域産業活性化計画についても、この計画に関連づけられておりまして、企業誘致の観点からも雇用促進を図ることとしております。

市としても、中小企業者の体力維持や設備投資による雇用継続、雇用拡大を図るうえでは効果的と考えております市単独の特別保証融資制度や地域内創業を支援する地域創業助成金など、雇用促進を図る環境づくりをしてまいったところでありますが、さらに国では雇用創造に向けた意欲が高い地域に対しての支援措置も整えておりまして、この支援措置を受けるためには、市が地域雇用創造計画を策定する必要がありますが、これら国や県の支援策をより効果的に活用を図り、市民の声に耳を傾け、今行政として何が必要なのか、何が求められているのかを的確に判断し、総合的な観点から雇用創出に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、雇用対策についてのご質問の2点目、企

業誘致に対する取り組みについてであります。議員のご発言にもありますように、先般新聞報道されておりますが、本年6月に施行された企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法に基づき各県が策定した基本計画が国の同意を得られたことにより、全国初の指定地域として本県を含む10県、12の地域が指定されたところであります。

青森県が策定した2地域の計画のうち県南・下北地域における基本計画では、4市11町2村を対象地区として、環境・エネルギー関連産業及びエレクトロニクス等先端技術産業の集積や、新技術・新産業の創出を促進するとしており、この指定集積業種の新規立地件数は5年間で56件、新規雇用4,100人、製品出荷額を610億円を見込むとした数値目標を掲げております。この制度の実行を促すための地方交付税措置として、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収分の補てんなどの優遇策がとられることとなるものであります。

東議員におかれましては、これまで人口減少、雇用対策に絡めてIT企業の誘致や燃料電池、コージェネレーション発電等関係企業の誘致など具体的な企業誘致に関する提言をされてきておりますが、基本計画によれば、平成13年に県が打ち立てたクリスタルバレイ構想や平成15年5月に認定された環境・エネルギー産業創造特区における先駆的プロジェクトなどを強力に推し進めていく内容となっており、まさに東議員がご提言されているような企業の誘致を積極的に進める内容となっております。

しかしながら、当市はこれまでも環境・エネルギー産業創造特区、クリスタルバレイ構想地域、むつ小川原開発地域のいずれの地域にも指定されていない現状であり、また企業立地が一地域

に集積する傾向もあるということを考えますと、簡単に誘致が進むとは考えにくい状況にあると思っ  
ているところであります。

私も東議員が懸念される人口減少、雇用対策は重要課題であると十分認識しておりますので、企業に  
来ていただけるような環境の整備に努めるとともに、企業立地促進法の趣旨、目的も十分踏ま  
えさせていただき、企業誘致が図られるよう情報収集に努め、鋭意努力してまいりたいと考えてお  
りますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） 丁寧なご答弁ありがとうございます  
いました。

財政問題については、私と認識が大体同じよう  
な感じを受けましたので、これでよしといたした  
いと思います。

この中で答弁漏れが1つございました。それは、  
亡き杉山前市長にも質問したわけではありますが、  
旧町村部に対しまして69億円の財源、これをどの  
ようにするのか質問しましたところ、この質問で  
も申しましたけれども、電源三法交付金を充てる  
と明言しておりました。これを宮下新市長はどの  
ようにお考えでしょうか。まず、その質問から。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 電源三法交付金のお尋ねで  
ございましたけれども、これはこれまでの形でソ  
フト事業に交付金を充当いたしまして、そしてそ  
の効果によりまして、一般財源の確保、これを行  
うことで効率的な財政運営を図っていききたいと、  
このようなことで進めていききたいと思います。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） 連結決算の問題なのですけれ  
ども、私は下北地域広域行政事務組合とか下北医  
療センターとか、これなども全部ひっくるめた連  
結で示していただくことを期待しておりましたけ  
れども、それは別個にするということですので、

これやむを得ない。仮に、これを連結で示すとす  
れば、莫大な金額になるわけですね。これは、し  
ようがないのですけれども、私のこの財政問題に  
対しての一番主眼とするところは、財政再生団体  
に転落してはならない。そうすれば、結局市民に  
過度の負担がかかります。大変な思いをするとい  
うことで、この財政問題を取り上げて質問したわ  
けでありますけれども、新市長におかれましては、  
この財政問題、できる限り財政再生団体に転落し  
ないように方向づけて頑張っていたいただきたい  
と考えております。

それで、難しい質問はいたしませんけれども、  
その中で1つだけ、1点だけ再質問させていただ  
きたいと思います。おととしの議会でしたでしょ  
うか、欠損金の問題が出ました。この欠損金の問  
題ですけれども、当時私の記憶にあるのは、大体  
9,000万円ぐらいの資金が消えてなくなるとい  
うような感じのご答弁だったように聞いていまし  
た。その欠損金が昨年とことし、ずっと継続して  
あると思いますけれども、その金額はことしの分  
だけでもよろしいのです、どのぐらいあるのか。  
ということは、その目安としまして、市民の生活  
がそれに対しまして相当苦しいというようなこと  
が類推されるわけでありまして、ですので、この大  
体の概略でもよろしいのです、どのぐらいの金  
額が欠損処理されているのか、それをお伺いいた  
したいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 東議員と考えを一にするも  
のでありまして、財政再生団体は絶対回避する  
という決意で財政運営をしていきたいというふう  
なことをご理解をしていただきたいと思います。

欠損金については、担当からお答えさせます。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えいたしま  
す。

一昨日柴田議員にもお断り申し上げましたとおり、まだ平成18年度のヒアリングが終わっておりませんので、こちらでつかまえている額としてお聞きいただきたいと思ひます。

まず、税のほうですので、市税のことだけに限ってお答えさせていただきます。東議員おっしゃいましたとおり、平成16年は9,060万円でございます。市税全体についてです。

(「歳入欠損」の声あり)

○総務部税務調整監(佐藤忠美) はい、そうです。不納欠損額です。それで、昨年は8,349万7,403円ございました。昨年の12月定例会で公開、公表しております。平成18年度分ですが、今とらえております数値は、おおよそですけども、1億3,400万円でございます。

以上です。

○議長(川端澄男) 13番。

○13番(東 健而) ありがとうございます。

毎年毎年このぐらゐの金額が欠損金として処理されているということになれば、財政状態にも影響してくるということでもあります。なるだけ欠損金がないようにという願ひは財政当局もあると思ひますけれども、やむを得ないというところもありますので、私はこれ以上追及いたしません。できる限り税収の納入率を上げるような対策をお願いしておきたいと思ひます。

それから、雇用対策についてでございますけれども、この雇用対策については、市長はまなじりを決して取り組むという姿勢を見せましたので、私の質問に対しても全力で取り組んでいただきたい、そういうふうにお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(川端澄男) これで、東健而議員の質問を終わります。

午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長(川端澄男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎工藤孝夫議員

○議長(川端澄男) 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 旧川内町、日本共産党の工藤孝夫でございます。私は、むつ市新市長宮下順一郎氏就任後最初のむつ市議会第193回定例会に当たり、通告に基づき質問をいたします。

第1は、後期高齢者医療制度についてであります。私どもは、この制度の創設について、高齢者にとっては余りにも重大な問題が内包されているため、制度そのものに異議を唱えてきたところでもあります。

来年4月からお年寄りの医療制度が大きく改悪されようとしております。ご承知のように、来年4月から始まるこの制度は、75歳以上を対象にして、現在加入している国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に組み入れられます。現行制度との違いは、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が保険料負担を求められ、大多数が年金天引きで保険料を徴収されるようになることでもあります。天引き対象は、年金が月額1万5,000円以上とされ、額については都道府県ごとに決まるものの、政府の試算では月額6,200円とされています。これに介護保険料の全国平均4,090円を合わせるとすれば、多くの高齢者が毎月1万円以上が天引きされることになり、わずか月2万円から3万円の年金から天引きされたらどうして生活をしろというのかと、大きな不

安と怒りの声がわき起こっているのも当然であります。

さらに問題なのは、75歳以上の高齢者は、障害者や被爆者と同じく保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないとされてきたものが、今回の制度改悪で、対象者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書を発行されることになりました。

また、保険料は2年ごとに改定されるが、後期高齢者の数がふえるのに応じて自動的に保険料が引き上がる仕組みもつくられました。さらに加えて後期高齢者とそれ以下の世代で病院、診療所に支払われる診療報酬を別立てにし、格差をつけようとしていることであります。これが導入されると、後期高齢者に手厚い医療をする病院や診療所ほど経営が悪化するようになり、高齢者は粗悪医療や病院からの追い出しを迫られることは目に見えているのであります。

このようにこの制度は75歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離すことで、保険料値上げか、医療内容の劣悪かという、どちらをとっても痛みしかない選択を高齢者自身に迫ろうというもので、その意図するのは総じて高齢者の医療費を抑制することにあります。

以上、この制度の内容の問題をかいつままで述べましたが、無慈悲な保険料取り立てや給付切り捨ては許されるべきものではありません。

私は、こうした観点から、来年4月から始まるこの制度発足に当たり、次の諸点について改善対策を強く求めるものであります。

第1点は、保険料決定に当たっては、高齢者の所得、生活の状態を踏まえ、支払いが可能な額とすること、第2点は、資格証明書の発行や保険証の取り上げはしない。第3点に、保険料の減免制度の創設をされること。以上の3点について、制度創設に当たり広域連合議会において反映される

よう強く求めていくべきだと思いますが、そのご意思がおりかどうか、制度への所感を含めて市長のご答弁を求めます。

次に、質問の第2は、地域活性化対策、特に合併後の集落対策についてであります。今政府、とりわけ小泉政権から安倍政権による地方自治、地域など、国政による文字どおりの地方切り捨てが地域社会の破壊化をも生み出す深刻な自体が進行しております。構造改革路線のもとで中小都市でも農村でも地域に人が住めなくなる崩壊現象が起こっています。

例えば地域医療の崩壊現象が進み、全国224の公立、公的病院で廃止、中止が計画され、お産のできる病院、診療所が約5,000から3,000に減少したと言われております。郵便局の民営化で集配業務の廃止が全国1,048局を対象にされ進められています。公共交通をめぐっても、特に農村部で住民のかけがえのない足となっている公営バスの廃止等が大問題になっているのはご承知のとおりであります。大型店の野放し的な出店や撤退により町の中心部でも地元商店街を中心とした地域コミュニティの破壊が進んでいます。こうした現実、地方自治体がこれらにどう対処していくのか、その対応や対策が待ったなしの課題として迫られている問題であります。

さて、これらの集中的なあらわれとなっている出来事として集落の問題があります。先月8月18日、国土交通省の報告によりますと、全国の集落のうち2,643が消滅のおそれがあり、このうち今後10年以内に423集落が消滅するおそれがあると予測されることが指摘されています。全国の6万2,273集落を抱える市町村を対象に調査され、前回調査の1999年度からこの8年間で191の集落が消滅、この時点で10年間は消滅しないと予測されたにもかかわらず、消滅した集落が43あったことが報告となっています。

報告では、構造的な要因までは踏み込んでいないものの、重大なことは、その大きな要因として、役場からの距離が離れている集落ほど集落機能の維持状況にも悪影響を与えているとして、急速な市町村合併の推進の弊害を指摘しております。

合併して3年目に入ったものの、編入された旧町村側にとっては、当初のバラ色の宣伝とは全く違った事態が進行している、これが現実であります。合併により生活圏域を超えた広域化となった新市においては、限界集落化が進み、消滅集落化が一層懸念されます。地域の活性化は第1次産業の振興と相まって、先に述べた病院の維持、存続対策、交通対策、役場の機能強化等、これら集落対策の強化などの進展がなされずして、集落、町村の将来は望むべくもありません。存続か消滅か、これらが問われている重大な課題であります。新市長の合併の認識と活性化対策について、誠意あるご答弁を求めるものであります。

質問の第3は、合併後の住民サービス及び負担にかかわる問題であります。安心して住み続けられる地域社会を守ることが今ほど住民の切実な課題となっているときはありません。三位一体の改革と称して、いわゆる平成の大合併によって、3,232あった市町村が1,807市町村まで減少しました。このもとで住民サービスの後退や周辺町村の衰退、地域社会の崩壊などを食いとめ、住みやすいまち、地域を構築することが切実な課題となっています。

三位一体改革の名で国の責任放棄につながる教育や福祉の補助負担金の削減、地方交付税の一方的削減は、地方自治体に耐えがたい重荷を背負わせていることは私から申すまでもないことであります。この中で市町村の合併がもたらした弊害については、さきの質問課題でも触れましたが、日常の地域住民生活においてはどうなのか、このことについて、3年目の時点で総括をしてみること

は極めて大事なことであります。私は、この点を主眼としつつ、以下質問するものであります。

私たちは、昨年秋、合併についてのアンケートを実施いたしました。その結果は、住民サービスの後退、住民の負担増が多くなり、かつての川内町のよさが失われ、合併してから優しさがなくなった、以前のよい制度に戻してほしい、これがアンケートの圧倒的な声であり、現在訴えられる切実な住民の声であります。具体的には、次のものであります。

第1点は、各種書面諸料金、2点にデイサービス利用料、3点に集団基本健診料金の増額分を合併前の金額に戻してほしい。4点に、出産祝金、5点に児童育成支援金をもとに戻してほしい。6点に、公営住宅の建て替え事業を早めてほしい。7点に、健康管理センターの平時開館を再開してほしい。こうしたものですが、これらについて、まず最初にご答弁を求めます。

さらに、次のものがあります。8点目として福祉バス、スクールバスの利用制限がされ、不便になったということです。例えば福祉バスなどは関係団体などが諸行事に必要であっても、1カ月以上前から申し込んでいてもなかなか思うようにならず、支障を来していること、スポーツ活動など遠距離であるむつ地区が会場でも送迎バスの利用ができず現地集合、解散で保護者の負担が重くて大変なこと、合併前はなかったことで、利便性の向上が強く求められております。

9点目に、税金、水道代等の未納者に対し、差し押さえ、給水停止の通告が合併以前と違い矢継ぎ早にされること、これらの問題に対しては、機械的な納入指導ではなく、真に懇切で納得のいく行政指導をされるべきでありますけれども、この点についてもご答弁を求めます。

以上、合併の成立要因であり、基本理念だとされた住民サービスは高く、負担は軽く精神に立

ち返った施策をいかにして展開されるのか、明確で納得のいくご答弁を求め、任期中、この場における最後の質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。現行の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されます。その運営、すなわち保険者は各都道府県単位の後期高齢者医療広域連合となっており、青森県の場合は県内全40市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合を組織し、現在制度施行に伴うさまざまな準備作業を行っております。

広域連合は、資格関係や医療給付事務のほか保険料を決定する等、後期高齢者医療に関するほとんどの業務を行うこととなっております。これに対し市町村は、資格の移動に関する事務や高額医療費等の各種申請の受け付けのほか、保険料を徴収する事務を担うこととなっております。

ご質問の趣旨の1点目ではありますが、高齢者の所得、生活の状況を踏まえ、支払いが可能な金額へすべきとのことではありますが、現在保険料を賦課するための準備作業といたしまして、8月末で住民情報データを送り、9月14日までに所得のテストデータを送る予定となっております。県内全市町村の情報を集約したうえで、広域連合において保険料を算出することになりますが、広域連合の議会を経なければなりませんので、最終的に保険料が決定されるのは11月の予定となっております。

保険料は、均等割と所得割のみで算定し、被保険者一人一人に賦課されることになり、原則的には老齢年金等からの特別徴収となります。全国平

均では、おおむね8割の被保険者が特別徴収の対象となるものと予想されております。

保険料の軽減措置については、国民健康保険と同様に、所得の少ない方には、その所得に応じ、7割、5割、2割といった均等割の軽減措置を講じることになっております。後期高齢者医療の対象となる方は、所得の少ない方が多いため、かなりの割合でこの軽減措置が受けられるものと予想しております。

また、被保険者一人一人に賦課される所得割は、その方個人分だけの所得で算定しますので、国民健康保険のように世帯員全員の所得割が世帯主にだけ賦課されるわけではないため、保険料を支払えないというケースはほとんどないと思われまます。ちなみに、この軽減された保険料は青森県が4分の3、市が4分の1を負担しなければならないことになっております。

ご質問の趣旨の2点目、資格証明書の発行や保険証の取り上げはしないようにと、そして3点目、保険料の減免制度の創設についてであります。国民健康保険と同様に、短期被保険者証や資格証明書の交付に関する条例等を広域連合で制定する予定になっております。また、生活困窮等どうしても保険料を納付することができない方のために、保険料の減免に関する条例等も制定することになっておりますので、生活保護基準以下の収入しかない方等は、この減免制度で救済できるものと思われまます。

また、保険料の徴収猶予に関する規定も設ける予定になっております。よって、支払い能力があるにもかかわらず支払わない等の悪質な滞納者以外については、短期被保険者証や資格証明書を交付することはないものと思っております。

最後に、ご質問の前段でのお尋ねであります。希望者全員が今までどおり診療を受けられるようにとのことですが、新制度になるとはいえ、基本

的には現行の老人保健法を踏襲することになりますし、新制度に移行することによって医療費の負担区分が変わる方、例えば本人1人で判定すると、3割負担になる方で70歳以上の方が国保に残った場合、その2人で判定すると基準額以下となる方については、自己負担限度額を今までと同額に据え置くという経過措置が設けられることになっております。また、医療費の一部負担金の減免に関する要綱等を設ける予定となっておりますので、今までどおりの診療を受けることができるものと思っております。

冒頭にも申し上げましたとおり、業務のほとんどを保険者である広域連合が行い、市町村での裁量がほとんどないこと、また準備段階のため、まだ未確定な部分が多くありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、合併後の集落対策についてのご質問にお答えいたします。去る8月17日、国土交通省が総務省と共同で調査いたしました国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査の最終報告があり、過疎地域等においては今後とも人口の減少や高齢化の継続的な進行が見込まれることから、将来的に衰退あるいは消滅するおそれのある集落が多数に上ることが予想されるとの調査内容が公表されたところであります。本報告では、過疎地域等における調査対象となりました全国6万2,273集落のうち、今後10年以内に消滅するおそれがあると予測される集落は423集落、いずれ消滅するおそれのあると見られる集落もあわせて全体の4.2%に当たる2,643集落が今後消滅するおそれがあると予測されており、中心部から離れた集落ほど危機的な状況に置かれていると指摘されているところであります。

本市においても、旧町村地区で人口の減少と高齢化が進んでおり、平成19年7月末日現在の住民基本台帳人口で、旧町村地区の全38集落のうち人

口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、社会的共同生活の維持が困難になる集落、いわゆる限界集落に該当する地区が、大畑町木野部地区の1集落、人口の40%以上が65歳以上の高齢者となる集落については、川内町畑地区など10集落に上り、集落のより一層の衰退が懸念される状況となっております。

市町村合併に伴う集落への影響と現状認識についてであります。市町村合併に伴い役場から集落までの距離が長くなったことにより、集落が衰退したという側面もなしとはしませんが、我が国が人口減少時代へ転換した今、集落の衰退が進んでいるという状況は多面的な要因が絡み合っており、単に市町村合併という範疇にとどまらない国家的な共通課題でもあると認識いたしているところであります。

本市では、合併に際して旧3町村の役場を分庁舎にするとともに、基本的に従来の役場機能を維持する部門を置くことで、合併に伴う住民サービスの低下を初め地域の衰退を招かないよう配慮した経過もありますが、旧3町村地区の人口減少と高齢化の進行は依然として進んでおり、改めて難しい問題であるとの思いを強くいたしているところであります。

今後の集落対策につきましては、我が国全体で人口減少が進む中で少子高齢化の進展や雇用問題を背景とした都市部への人口流出などに対して特効薬はありませんが、引き続き努力してまいるとともに、コミュニティーを守るという観点から、地域住民の声をよく聞き、地域の実情をしっかりと把握しながら、ハード面、ソフト面を含めた生活基盤の維持、改善に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の3点目であります。合併後の住民サービスについてお答えいたします。合併後の住民サービスの低下、住民負担の増等が多く、旧川内町

のよさが失われ、合併してから優しさがなくなった、以前のよい制度に戻してほしいとのことではありますが、工・孝夫議員ご承知のとおり現在の各種手数料や公用車等の使用につきましては、市町村合併成就に向け、市町村長会議、合併協議会で協議を経て調整されたものであります。

調整に当たっては、各地域のバランスと相応の住民負担という観点、また激変緩和策などの措置が行われ調整に至ったものと理解しております。現在合併から2年半が過ぎましたが、全庁が一丸となり、不断として各地域における住民サービスを低下させず、均衡ある住民サービスをいかに提供できるかを主体的に取り組んでいるところであります。

また、まちづくりの主役は市民、市政運営の基本は対話からという私の政策の基本理念に立ち、住民の声を聞く機会を設けることによって自ら地域の課題を見つけ、対策を考え、実行し、評価するという自立のかつ開かれた行政の実践を目指しているところであります。

本定例会において、むつ市長期総合計画の基本構想について御議決を賜り、将来あるべき当市の姿が描き出されました。これは、引き続き予想される厳しい財政状況にあっても、限られた行政資源をより有効な方法へと転換することによって、効果的で効率的な行政運営の推進と新しい地方分権社会を担うべき各地域の地域力増進のための目標でもあると認識しております。今後は、これまでの取り組みを踏まえ、新しい長期総合計画を目標とし、市民本位の効率的で質の高い行政サービスの実現を目指し取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 工藤孝夫議員お尋ねの9項目についてのうち、保健福祉部所管の項目についてお答えいたします。

まず、生きがい活動支援通所事業、いわゆるデイサービスの一部負担の関係、それから集団健診の関係、それから児童育成支援金支給事業につきましては、市長から先ほど答弁がありましたとおり、いずれも合併時に4市町村の調整が図られ、その基本的な方針が決定されたものであります。したがって、現時点で旧川内町の制度に戻せということにつきましては、合併の本旨に反することとなりますので、困難であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

若干数字的なものを述べさせていただきますと思っておりますけれども、まずデイサービスにつきましては、個人負担を1,000円としたものでありますけれども、その経緯は旧むつ市が1,200円でありました。旧川内町が800円、旧大畑町が1,330円、旧脇野沢村が930円となっておりますけれども、これを平均いたしまして、1,000円と決定させていただきました。ただ、これは平成17年度中は1,000円で推移しておりましたけれども、平成18年度非常にサービスの需要が多くなりました。これにつきましては、若干200円ばかりですけれども、費用の負担を多くしていただくというふうな方向に転換をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

もう一つは、集団健診の件でございます。健診料は、1人5,500円がかかるわけですが、そのうち個人負担として、合併前の旧むつ市は1,300円を負担していただいております。旧大畑町は1,200円、旧川内町は1,000円、旧脇野沢村は500円というふうな一部負担を徴収しておりましたが、これを合併協議会におきまして、むつ市の例により統合するという形で、1,300円で調整したものであります。

この基本健診の部分を比較いたしますと、高くはなっているわけなのですが、そのほかに胃がん検診、これがございます。胃がん検診につ

いては、旧川内町が1,000円であるのに対して、旧むつ市は900円となっております。したがって、その900円ということで旧川内町よりは安くなっているという実情でございます。

それから、もう一つ、骨粗鬆症の検診がございましたけれども、これは旧川内町は600円、旧脇野沢村は500円でありましたけれども、旧むつ市と旧大畑町は無料でございました。これは、現在も無料で検診をしているということで、若干の金額一部負担の上限はございますけれども、総じて市民に負担がかからないというような形での調整をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、もう一つ、児童育成支援金の支給事業につきましては、旧川内町と旧大畑町が制度化していたものでございます。これは、3人以上の実子を養育する父母に対して小学校の入学時と中学校の入学時にそれぞれ支援金を支給する制度であります。合併時においては、旧むつ市と旧脇野沢村がなかったものですから、これを廃止しようという協定になっております。

現在支給を受けていた旧大畑町と旧川内町の対象者については、その証書はもう既に発行しておりますので、平成29年度までは経過措置を設けまして、そのまま継続して支給するという制度をとっております。旧川内町の場合は、中学校と小学校の入学に際して5万円を支給するということになっております。平成19年度から平成29年度まで32人が対象になっておりまして、160万円ほど予定しております。旧大畑町は、小学校入学、中学校入学は10万円を支給しておりました。平成19年度から平成29年度までの対象者は98人、980万円ほどの予定となっております。以上が3項目についての調整した部分でございます。

次に、健康管理センターを平時に閉館していることは住民サービスの低下を招いているとのご指

摘でございます。少子高齢化の進展に伴って、保健行政と福祉行政は予防重視という考え方に大きく転換していることはご承知のとおりでございます。健康診査は、市民の健康に対する意識の向上と相まって、重要性を増して、健康診査の結果を介護予防にも役立てようという流れの中にあっては、保健部門と福祉部門とが緊密に連携をとって対応する体制を構築することが必要となっております。このことが市民の利便性を向上させ、保健福祉の増進に寄与し、さらには事務の効率化を図ることができるものと考えております。

このようなことから、昨年の4月に健康管理センターの保健業務を川内庁舎の健康福祉課に集約し、職員をすべて健康福祉課の配置としたところであります。

健康管理センターの事務や行事をする際には、使用者の利便性に十分な配慮をしたいと考えておりますし、これまでと同様に利用できる体制としておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、福祉バスの利用についてであります。これは、福祉バスのみですので、よろしくお願ひしたいと思います。福祉バスについては、本庁舎に2台を配置し、福祉関係団体の利用に供しております。川内地区の方々につきましては、川内庁舎の管理課に配置されているバスを利用しているようでありまして、本庁舎に配置されている福祉バスの利用申し込みの実績はこれまでないと伺っております。また、川内庁舎管理課配置のバスについては、川内庁舎管理課から確認いたしましたところ、福祉関係、スポーツ関係の利用申し込みを断ったケースはないということでありまして、川内庁舎で対応できない場合は、脇野沢庁舎の協力を得て対応しているということでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 次に、公営住宅、つまり川内榎木団地の建て替え事業が延期されていることについてでございますけれども、この榎木団地は、平成14年に策定されました川内町住宅マスタープランに基づき、その同年度に住民説明会も終え、翌平成15年度に事業に着手し、平成16年度まで2カ年で22戸が整備されております。その後平成17年度から公営住宅の補助金制度が地域住宅交付金制度に移行し、また平成18年6月には住生活基本法が施行され、住宅政策に大きな変換期を迎えておりました。そういうふうなことから、今日まで事業を休止しておりましたけれども、市ではその移行した交付金制度を活用いたしまして、合併後のむつ市全体の公営住宅ストック総合活用計画を平成19年3月に策定したところでございます。この計画につきましては、議員の皆様方にもお示したところでございます。

その計画では、各団地ごとに建て替え、維持保全、戸別改善、用途廃止、この4区分の活用計画を整備していただいたところでございます。そこで、ご指摘の榎木団地は前期、後期の期間別の活用計画で申し上げますと、平成22年度までの前期に一部、それから後期の一部、それぞれ建て替えすべきとの計画を整理させていただきました。また、この整備につきましては、国庫の補助制度、事業の45%でございますけれども、そのような制度があるということから、県ともこれまで協議をしておるところでございます。

その事業に伴う財源の確保につきまして、今後企画部財政課と十分協議いたしまして、できるだけ早い時期にこの計画に沿って実行できるように努力してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） それでは、税務課から、9項目めの税金に対する機械的な納入指

導をやめて納得のいく行政指導を求めたいということに対してお答えしたいと思います。

税務課では、未納になりますと、滞納整理ということで最終的には差し押さえをして、それを換価して滞納処分費として税に充てるというところが最終的な処分状況になりますけれども、すぐにそういうことをやるのではなくて、いろいろ徴税吏員が持っているケースをそれぞれ事情を伺って、どうして滞納することになったのか、その理由をまず把握しております。そのためには、家族状況、それから勤務先、それから収入のぐあい等、担税力があるのかないのかということもまず調べさせていただいております。ご存じの方もおると思いますが、毎月25日から月末30日、31日まで、支払いがなかなかできないという方に対して、時間外で夜7時半までやっているのですが、その際に納税相談も適宜行ってございます。そして、納税相談をしていただいて、徴収の猶予とか、それから差し押さえした物件の換価、先ほど言いました最終的な手段として換価する場合がありますけれども、それに対して換価を猶予すると、地方税法の中にそういうふうな猶予の条項もございまして、それらをすべて当てはめて、決して差し押さえが積極的なということによってやっておらないわけです。

そしてまた、最終的にどうしても納められないという方に対しましては、減免の措置もございまして、減免の要綱等を持って、それに見合う場合は減免するという措置もございまして、地方税法にのっとって粛々と整理していくというところでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 教育委員会からは、スクールバスについてのお答えをいたしたいと思います。

合併後スクールバスの利用が制限されて不便になったという趣旨のことであろうと存じますが、現在スクールバスは川内地区に限らず、全地区におきまして、全面民間委託として通学及び学校行事についてのみ活用することといたしております。そのため、地域におきましては、多少不便さを感じているところがあるかもしれませんが、この間の経緯をご説明いたしまして、ご理解をいただきたいものと存じます。

合併以前、旧川内町におきましては、スクールバスは通学のみならず多目的に活用されていたようであります。これは、他の旧町村でも同様でありますし、旧むつ市でも、民間委託しているスクールバスは別でございますけれども、以前市所有のバスについては多目的な活用を行っていたということでございます。しかしながら、経営難に苦しんでおります地元民間バス会社から白タクまがいの運用については、これを自粛するように、再三にわたる自粛要請がございまして、市といたしましては、できる限り民間委託方式に切りかえてきたということでございます。この要請は、同時期以来、他市町村に対しても同様に行われてきたと伺っております。

市といたしましては、路線バスが軒並み赤字に陥っている中、お年寄りや子供などの交通弱者にとってはなくてはならない生活路線バスの存続という問題が大きな行政課題にもなっているところでもありますので、この要請を重く受けとめ、その要請に応じてきたというところでございます。そのため、合併以後におきましては、各地区のスクールバスにつきまして、先ほど申し上げましたように、全面的に民間バス会社への委託方式に移行させることとし、他の一般的利用とは峻別して通学及び学校行事のみに活用することとしたところでございます。

学校行事に関する活用につきましては、現在小

学校音楽祭、お話大会を別といたしまして、各地区とも年間45台から50台に限らざるを得ない状況でありますので、各校には多少ご不便をおかけしている状況でございます。むつ地区におきましては、学校行事における移動手段につきましては、全く支援をしていない状況でもございますので、各校には学校年間行事の地区内での統一化等工夫をお願いしているところでございます。

ちなみに、昨年度、平成18年度におきましては、川内地区におきまして、小・中合わせて48回の利用がありました。ほぼやりくりができたということでございます。いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、現在学校統合を進めている折でもありますし、小中一貫教育を推進していくこと等もいたしております。また、地理的問題もありますし、父兄負担の問題等もありますので、今後とも各校の学校行事における移動手段につきましては、他の市所有バスの活用も含め、できるだけ学校活動に支障を来さないよう、また父兄にも過度の負担を来さないよう十分意を用いてまいりたいものと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（川端澄男） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 水道料金に関する部分についてお答えいたします。

川内地区の水道料金は、合併時から旧川内町の料金体系を適用しておりますので、今のところ住民負担の増は発生していないものと受けとめております。

次に、水道料金未納世帯の給水停止の取り扱いについてですが、給水停止の通知は、未納額が多額にならないよう、また水道利用者の負担の公平を図る観点から、3カ月以上の未納世帯を対象として行っております。実際に給水停止の通知をするまでには、3カ月ほどの期間がありますので、

その間に世帯訪問や電話相談などにより未納に至った世帯の状況を確認し、分納や延納の誓約をしていただき、未納者に対し支払いが容易な手段を講じております。

しかしながら、世帯訪問や電話相談などに応じない世帯、あるいは理由もなく分納や延納の誓約を不履行とした世帯に限りやむなく給水停止の取り扱いをいたしております。今後も利用者の実情に応じ、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） いろいろ関連が出てまいりますので、議長には、その点ご配慮のほどよろしくをお願いいたします。

順序は逆になりますけれども、まず3番目のほうからお尋ねしたいと思います。ただいま公営企業局のほうから水道料金について分納、延納を進めているのだと。どうしても3カ月以上それについて相談にも応ぜず、いわゆる悪質といえますか、そういうものに対しては別な扱いをしている旨の答弁がなされましたけれども、合併してから、この水道の料金が支払われなかったということで、そういう相談を受ける、あるいは行政指導をしても、なお支払わないために給水を停止したという方がありましたかどうか、これをお尋ねしておきます。

○議長（川端澄男） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） ただいまの質問ですけれども、今年度の状況でお話しさせていただきます。

未納者に対します給水停止の、これ予告ということから始まりますけれども、3地区合計で延べ208件ほどございまして、その中で56件について給水停止の通知を出しております。その後完納あるいは一部納付、さらに納入誓約書等によって42件ほど解除いたしております。そのうち川内地

区については、給水停止予告を17件、さらに給水停止を執行したのが6件でございますが、そのうち分納あるいは延納という形での支払いをいただきまして、今のところ1件ほど給水停止の状態となっております。

以上です。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 私から言わせれば、相当な件数に上っていると言わざるを得ません。

命の綱でもある水を停止するということは、合併前の川内町はなかったと聞いておりますし、私もそういう記憶がございません。そういう事態が今起こっているという、このことは重大な問題だと思うのです。全国的に非常に悲劇が起こっている、これはご承知のとおりだと思うのです。

私この水道をとめられた方から事情を聞いてみましたが、本当に大変なのです。遠く離れた地域で自転車でわき水をくみに行って、そして1週間しのいだと。大根を1本買ってきて、3日間食いつないだと、そういうことが今起こっている、ことし起こっている。これはやはり機械的な指導、決して一方的であると私は決めつけるわけではありませんけれども、もう少しそういう方々の立場に立って行政指導がやられたら、こういうひどいことは起こらないのではないかと。もし間違えば大変な事態になると。仕事がない、お金が入らない、払いたくても払えない、こういう方々がいるということ、市長、ぜひ実態として把握して、そういうものを今後懇切丁寧な行政指導を進めていくということが非常に大事になってくるのではないかと思いますので、市長からの決意のほどを伺っておきたいと思っております。

それから、病院あるいは交通手段であるバスの確保、この点の答弁が抜けておりますので、お答え願いたいと思っております。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のたゞいまの給水停止の部分、1件というお話ございまして、かなりご苦勞なさっている状況をお聞きいたしました。しかしながら、行政といたしましては、今までの説明のとおり、答弁のとおり、手順を踏んで、しっかりとその状況をお聞きしつつ、そして分納、さまざまな措置を講じて、やはり受益者負担という原則は崩せない部分もあります。個々のケースにつきましては、やはりこれからの行政指導のあり方等もひっくるめまして、十分その部分で配慮をして、あくまでも原則は受益者負担、公平公正というふうな旨の部分では原則をしっかりと守りつつ、個々のケースに当たりましては、十分精査をいたしまして対応するように督励をしていきたいと思ひます。しかしながら、できるだけ財政状況等、1件というふうなことには限らず、そういう部分では、市民の皆様方にご協力をいただきたいということも申し添えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、お答えをいたします。

先ほど来スクールバスとか、あるいは福祉バス等の問題が質問されたわけでございますが、私どもといたしましては、生活弱者の足を守るということをまず第一義としまして、これまでの議会の答弁でもいたしてまいりましたが、今後地域公共交通会議、こういったものを立ち上げる予定にございますので、この中でよりよい地域の生活の交通システムという点で模索をして研究をさせていただきたいと思ひますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 質問が後ろからになっていき

ます。ご承知おきください。

第2番目の問題で、私いろいろ国土交通省の報告に基づいて質問したわけです。その中で質問通告もしてありますけれども、この集落の問題でバスの増便、いわゆる足の確保、それから病院の維持、役場の機能、こういうものの対策はどうなっているのかということで聞いたのですけれども、これについては具体的な答弁がなかったので、その点でのご答弁をお願いいたします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 集落を維持するというふうなことは、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、非常に厳しい状況にあります。ただ単にそれは費用対効果だけではなく考えていかなければいけないと。その地域地域に住んで、そこでずっと生活をして、そしてそこで文化を守り、子供たちを育て上げたという、そういう風土は非常に大切に行政としても考えていかなければいけないと。その中で、やはり地域コミュニティーをしっかりと守って、そしてそのコミュニティーのところに我々行政が出て、どういうふうな部分で不足を感じているのか、その声を聞くシステムをこれからとっていきたくと。この中でそれなりの一定の方向づけがなされてくるのではないかなと、このように感じているところであります。できるだけ行政のほうから、そういう場面に我々が足を運んでみたいと、こういうふうな思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 新市長の公約でもありました住民が主人公、市民が主役だという観点に立てば、私たちが従来主張してきたのと合致するわけですから、必ずそういう方向でいていただきたいし、今ご答弁にあったように、住民の声を聞くということは非常に大事な問題ですから、そういう姿勢で取り組んでいただきたい。

ただ、ご承知のとおり、来年川内病院も診療所化になるという方針を県では打ち出しております。そうやってまいりますと、大畑病院も合併して診療所になったわけですけれども、大畑診療所だって、当初は19床のベッドのある診療所だと言っておったのです。いざとなったら、ごらんのような状態になってしまったと。ですから、地域にとって、病院が診療所に格下げになるということはどういうことかということをやっぱり考えていただきたい。

今現在約4,000万円ほど地方交付税として病院側に入っているわけですけれども、診療所になれば大体700万円です、私が聞いて試算しているところは。そうやってきますと、赤字になるわけです。基幹病院の足を引っ張るということで、佐井村あるいは風間浦村のように、来年から診療所そのものもなくしていくという方向づけでありますから、この点については、市長、何としても、それこそ住民の声を聞き、納得しないうちは、もう絶対にそれを阻止するというかたい決意で取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、これについての新市長の考え方をお聞きいたします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 集落の問題なのですけれども、私どもも行政として足を運んでさまざまな意見をお聞きする場面もあります。しかしながら、現行の制度の中で、町内会の形で、そして行政連絡員制度という部分がありますので、それらもやはり強化をしつつ、住民の方々の声を吸い上げるシステムをしっかりとつくっていかねばいけないと、こういうふうな思いでございます。

今病院の問題、診療所の問題が出ましたけれども、それは下北医療センターの問題でありますので、ここではご答弁を避けさせていただきます。しかしながら、私は市長に就任してから職員の前で、また記者会見等々で財政状況、それから病院、

それぞれのさまざまな部分でタウンミーティング的なもの、また出前講座的なもの、そういう形で、より行政の理解を深めていただくための手法をとっていきたいと、こういうふうなことをし、今それぞれの担当にそれらの私の意思を伝えておりますので、間もなく実現できるのかなと。ただ、ちょっとやっぱりこれまでの既存の制度がありますので、その部分と重複しないように、よりまた幅広い形の中で補完し合うような形で、タウンミーティング的なもの、出前講座的なものを実施して、住民の声、そして我々のこの状況をご説明する段取りを組んでいきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川端澄男） 工藤孝夫議員、時間も来ました。簡潔に。

○21番（工藤孝夫） ぜひ市長、住民の声を十分お聞き願って、期待にこたえる方向で努力していただきたいと思いますということを要望しておきます。

なお、最後に後期高齢者の問題ですが、保険証の取り上げだとか、そういうのはしないのだというような答弁だったと思うのですが、これを確認したいと思います。

○議長（川端澄男） 工藤孝夫議員、申し合わせの時間が過ぎました。ご協力をお願いします。

これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午後3時20分まで暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎中村正志議員

○議長（川端澄男） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。58番中村正志議員。

(58番 中村正志議員登壇)

○58番(中村正志) むつ市議会第193回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、宮下新むつ市長の政治姿勢について、特に自治体運営についてのご所見をお伺いいたします。

地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。これは、自治体の本来のあり方を理念として端的にあらわしているものだと思います。しかしながら、時代が変わるにつれ、住民の生活が豊かになるにつれ、また地方分権が進むにつれ、住民のニーズは多種多様化すると同様に、自治体の行う仕事も膨大となり、自治体の求められる役割も大きく変化してきています。合併をして約2年半、今まさにむつ市という自治体がどうあるべきか、今後どう進んでいくのかということも含めて、自治体に求められている役割について、市長のご所見をお伺いしたいと思います。また、あわせて市長の目指すむつ市政運営についてお伺いをいたします。

質問の第2は、リサイクル燃料備蓄センター、いわゆる中間貯蔵施設についてのこれまでの進捗状況と今後の予定、見通しについてであります。この質問につきましては、午前中の石田議員の質問と重複しておりますので、簡潔なご答弁をお願いいたします。

質問の第3は、医療行政についてであります。医療行政については、一部事務組合下北医療センター議会がございますので、その部分には極力触れないようむつ市としての考えをお聞きしたいと思います。

現在全国における平均寿命のワースト1位は、

男女とも青森県であります。その中でも死亡原因の1位ががんであり、3割を占めています。青森県にとっても、がんの克服は重要課題であり、がん治療の機能強化に取り組んでおると聞いております。その取り組みの1つとして、地域がん診療連携拠点病院として整備をしているわけですが、この地域がん診療連携拠点病院についてのむつ市の考え、取り組みについてお伺いをいたします。

第1点目、この地域がん診療連携拠点病院とはどのようなものなのか、お知らせください。

第2点目、この地域がん診療連携拠点病院の指定を受けるとどのようなメリットがあるのでしょうか。

第3点目、青森県内では西北五地域とむつ下北地域に、まだこの指定病院がないと聞いておりますが、今後指定を目指す考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

次に、懸案となっておりますむつ総合病院メンタルヘルス科病棟の改築についてお伺いいたします。老朽化が著しいメンタルヘルス科病棟であります。その改築について、話題には上がるものの、なかなか具体的な話が進んでいないようであります。このことについて、むつ市として一部事務組合下北医療センター側からどのような相談や説明を受けているのかを含めて、むつ総合病院メンタルヘルス科病棟の改築についての現況と今後の予定についてお伺いいたします。

また、この改築についての予算構成についてはどのように考え、あるいはどのような相談を受けているのか、あわせてお伺いをいたします。

質問の第4は、道路整備についてであります。地域の活性化のためには、道路網の整備は欠かすことのできない重要な問題であります。現在私たちがその一日も早い完成を願っているものとして下北半島縦貫道路と国道338号宇曾利バイパスが

あります。各機関、各関係者のご尽力により、少しずつではありますが、工事のほうは進んでいるようではありますが、本音といたしましては、一体いつになったらできるのかというのが正直な感想でございます。そこで、この2つの路線についてお伺いをいたします。

第1点目、下北半島縦貫道路の進捗状況と今後の取り組み予定について、第2点目、国道338号宇曽利バイパスの進捗状況と今後の取り組み予定について、あわせてお伺いいたします。

以上で、壇上での1回目の質問を終わります。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、政治姿勢について、私の自治体運営についての所見に係るお尋ねであります。地方自治とは地方住民の意思に基づいて施政を行おうとするものとあります。まさに地方公共団体が独立の団体として自己に属する事務を私たちが私たちの責任において行うことであります。目標とするところは、石田議員からのご質問にもありましたように、市民の暮らしを守り、福祉の安定を図ることが政治家であり、地方公務員の果たす役割と認識いたしております。その目標とするところを具体的に掲げ、それに向け努力することです。

まず第一義に、市民の声を広く聞き、つまり市民中心の市政を行うことであります。

次に、最少の経費で最大の効果が得られる効率的な体制を確立することです。

次に、地域の子供たちの将来展望に立っての教育環境の充実であり、昨今の風潮であります子供の間のいじめ、それに起因する自殺、殺害など、それらを防止するための家庭教育や地域教育も施策として推進していかなければならないと考えております。

また、少子高齢化を迎える中で地域が一体となった医療対策、高齢者、障害者のサポート等に力を注いでまいりたいと考えております。

そして、次に地域の活性化のためには、公共事業や企業誘致も必要であります。現状は極めて難しい状況にあります。また、地域の農産物、水産物の商品化、ブランド化、そしてその販売促進、またそれらによる雇用の拡大も必要であります。今後目標の達成のため、より具体的な対策を検討し、実行していく所存であります。その結果として、市民の暮らしを守り、福祉の安定を図ることが実現されればと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、中間貯蔵施設についてのご質問にお答えいたします。これまでの進捗状況と今後の予定、見通しについてのご質問であります。先ほどの石田議員、東議員のご質問においても触れておりますので、要点だけお答えをさせていただきます。

事業主体であるリサイクル燃料貯蔵株式会社が平成17年11月21日に設立された後に、事業許可申請に向けた詳細調査、解析等が1年余りにわたって行われ、本年3月22日にリサイクル燃料貯蔵株式会社が国に対し使用済燃料貯蔵事業許可申請書を提出したところであります。現在は、経済産業省、原子力安全・保安院において1次の安全審査を行っている段階であり、その後内閣府原子力委員会及び原子力安全委員会による2次の安全審査が行われることになっております。安全審査が終わり国からの事業許可が出されますと、各種許認可事務手続を経て本体工事の開始となりますが、本体工事開始までの間に農地転用許可がおり次第、敷地造成等の準備工事に入ると聞いております。

また、新潟県中越沖地震に係る新しい知見や国からの新たな指導等があれば安全審査への影響が出る可能性も考えられますが、現段階におきまし

ては、平成22年の操業開始というスケジュールに変更はないと伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、医療行政についての1点目、地域がん診療連携拠点病院についてであります。我が国においては、がんによる死亡が昭和56年以降死因の第1位を占め、がん患者数は毎年増加傾向を示しているところであります。このような状況において、がんの診療体制の一層の充実を図るなど、がん診療に対し、積極的かつ効果的な施策の展開が急務となっているという認識から、国のがん対策として平成16年度から開始された第3次対がん10か年総合戦略に基づき、各種施策を積極的に推進してきているところであります。

第3次対がん10か年総合戦略においては、全国各地でも質の高いがん医療を受けることができるよう、がん医療の均てん化を図ることを目標として掲げており、平成16年9月に厚生労働大臣の懇談会として、がん医療水準均てん化の推進に関する検討会を設置し、がん医療の地域格差の要因などについて検討が行われ、平成17年4月の具体的な是正策についての提言を踏まえ、地域がん診療連携拠点病院の機能の充実強化や診療体制の確保などを推進するために同年7月、地域がん診療連携拠点病院のあり方検討会を設置し、さらに指定要件の見直し等についての検討を加え、平成18年2月1日にがん診療連携拠点病院の整備に関する指針を定めたものであります。

地域がん診療連携拠点病院の指定は、都道府県知事が医療計画等の整合性を図りつつ、2次医療圏に1カ所程度を目安に推薦し、これを厚生労働大臣が適当であると認めたものを連携拠点病院として指定するものであります。

青森県は、2次医療圏として下北圏域、津軽圏域、八戸圏域、青森圏域、西北五圏域、上十三圏域の6圏域に区別されており、平成17年1月17日

付で青森圏域の青森県立中央病院と八戸圏域の八戸市立病院が指定され、平成19年1月31日付で津軽圏域の弘前大学附属病院、上十三圏域の三沢市立病院が指定となっております。

連携拠点病院指定要件は、診療機能として専門的医療体制を有することや緩和医療を提供できる体制であること、他の医療機関との連携、協力関係を有することなど5項目があります。また、診療従事者については、病理的専門医の配置など4項目、医療施設としては専門的治療室の設置など2項目、その他研修体制、情報提供体制等が要件となっております。そして、これらの要件を満たし、がん診療連携拠点病院に指定された場合には、連携拠点病院制度に対するインセンティブが働くような仕組みとして、当該病院に対し、補助金や診療報酬加算及び病院の広告等が検討されております。

むつ下北地域での指定病院については、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院において、近い将来地域がん診療連携拠点病院の指定を受けべく要件をクリアするためのさまざまな課題を検討しているとの報告を受けております。

厚生労働省は、本年4月施行のがん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画を策定し、全体目標として75歳未満のがん死亡率を今後10年で20%削減、未成年者の喫煙率を3年以内にゼロ%、がん検診率を5年以内に50%以上に目標値を設定しておりますが、市といたしましても、平成20年度から始まります特定健診や各種がん検診の受診率を高めることで、診療より予防対策に重点を置き、定期的に検診を受けることががんの早期発見、早期治療につながるものとして、がん死亡率の減少を加速させたいと考えております。

次に、医療行政の2点目、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院メンタルヘルス科病棟の改築についての現況と今後の予定及び予算構成に

つきましては、一部事務組合下北医療センターの所管事項でありますので、ここでの答弁は差し控えお許しをいただきたいということをご理解願いたいと思います。

次に、道路整備についてのご質問にお答えいたします。まず、下北半島縦貫道路の進捗状況と今後の取り組み予定についてのお尋ねであります。下北半島縦貫道路は、平成6年12月にむつ市から七戸町までの延長約60キロメートルが地域高規格道路の計画路線に指定されて以降、これまでに有戸バイパス6.3キロメートル及び野辺地バイパス6.9キロメートルの合わせて13.2キロメートルが供用されております。有戸北バイパス約6キロメートルにつきましては、今年度用地取得のおおむねの完了を図るとともに、土工事やのり面工事等を行うこととしております。

むつ南バイパス約9キロメートルにつきましては、今年度用地取得を行うこととしております。

調査区間である吹越バイパスにつきましては、整備区間への格上げに向けて必要な調査を進めるとともに、早期に指定されるよう国に対し、働きかけてまいりたいとしております。

県におかれましては、今後とも全線の早期完成に向け予算の確保を国に働きかけるとともに、整備促進に努めるとのことです。市といたしましても、これまで以上に要望活動を強力に進めてまいりたいと考えておりますので、議会ともどもご協力をいただくことをご理解願いたいと思います。

次に、国道338号宇曾利バイパスの進捗状況と今後の取り組み予定についてのお尋ねであります。宇曾利バイパス全体延長約1.2キロメートルについては、これまでに大湊中学校前の約0.4キロメートルを部分供用しており、今年度は県が橋りょう名を公募し、去る6月13日に決定した水源池大橋を含む約0.8キロメートルの整備を進め、

年度内の全線開通を目指しております。また、宇曾利バイパスに接続する大湊浜町から市道スキー場線間の延長約2.6キロメートルにつきましては、所要の調査検討を進め、平成20年度の補助事業としての新規採択に向け、国との協議を行うなど努力しているとのことであります。

市といたしましては、これまでも市議会と同一歩調をとりながら、関係機関に関し要望活動を実施してきておりますし、今後も早期全線開通に向けた強力な要望活動を実施してまいりまますので、ご理解賜りたいと存じます。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(川端澄男) 5番川端一義議員。

(5番 川端一義議員登壇)

○5番(川端一義) 中村議員のむつ総合病院にかかわる質問をしています。これは、議会運営委員会で認められまして、きょう通告もし、質問もしているわけです。そして、それなりのお答えも返ってきているようですが、今市長の答弁ですと、その一部については広域の分野だからと、そう言われました。そもそも一般質問とは市政全般にわたっての質問を許可しなければならない分野でございまして、いわゆる質問通告が議会運営委員会で審議され、議会運営委員会の了解のもとに今質問しているのに、この分野は広域である、この分野は広域でない、何を根拠にやっているのでしょうか。いわゆるそもそもむつ総合病院の体制の問題について質問しているわけでありまして、それを許して、この部分というのはいいから、願わくば、これまでの経過がありますから、これ以上問題にしません、中村議員が質問しているのは、これは当然だと思っております。それに当然答えなければならない。こういったことについて、きょうはこれで置きますが、今後議長におかれましては、議会運営委員会等で再度検討して、堂々

と答弁をしていただけるようにお取り計らいをお願いをしたいと、こう思います。

以上であります。

○議長（川端澄男） わかりました。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（川端澄男） 17番富岡幸夫議員。

（17番 富岡幸夫議員登壇）

○17番（富岡幸夫） 今、議事進行がかかりましたけれども、他議員からも、質問が終わってからでもよろしいのではないかというようなことがありまして、私もそのように思うわけです。今の川端一義議員の議事進行については、いわば議事進行なるものよりも、議会で一部事務組合下北医療センター、これらの取り扱いをどのようにするかというようなことでありまして、中村議員の質問に関係するというようなものではなくて、本来違う形で扱わなければならない。ですので、中村議員の質問がすべて終わって、あとは議会運営委員会のほうで処理をするということで取り計らいをお願いしたい、こういうふうに思います。

○議長（川端澄男） 質問を再開いたします。58番。

○58番（中村正志） 細部にわたるご答弁、まずはありがとうございました。順不同にはなりますが、再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、中間貯蔵施設の問題に触れさせていただきます。この中間貯蔵施設の問題でただいまスケジュール等々聞かせていただきましたが、一番懸念されるのはやっぱり安全性であり、要は最終処分地とならないということが一番重要であり、市民の皆さんの関心事であると思っております。

そこで、今年3月に行われました事業許可申請の中で、この中間貯蔵施設の燃料の搬出時期でありますとか、搬出先、貯蔵期間等々について触れられた部分があったのかどうか、おわかりでしたらお答え願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの質問は、3月の使用済燃料貯蔵事業に係る事業者の事業許可申請書の内容についてという意味と理解いたしましたが、その折には搬出の方法、あるいは搬出先、そういったものについて記述があるのかというふうに受けとめさせていただきます。

先ほどの答弁でも、この事業許可申請書につきましては、市の広報広聴課等、閲覧できるような状況に付してございますが、改めて申し上げますと、この事業許可申請書の中で使用済燃料貯蔵施設で貯蔵された使用済燃料集合体は、再処理等を行い、原子炉で燃料として利用するため、使用済燃料貯蔵契約に基づき契約先に返還すると、そういった考え方を表明してございます。

それと、返還に当たりましては、使用済燃料集合体を別の容器に詰めかえることなく、事業所外運搬に係る法令に適合するための措置を金属キャスクに施し、契約先の指定する再処理事業者等に搬出するという考え方を付して、この事業許可申請を行っております。

あと、具体的な期間とかそういったものにつきましては、これは平成17年10月19日に使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書といったものを青森県とむつ市、それと東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社、4者で協定を結んでおりますが、その中で使用済燃料の貯蔵期間あるいは品質保証体制の構築ということで、そういう趣旨でこの協定を取り交わしてございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） ただいまの説明で使用済燃料はある一定期間貯蔵されて、あと契約先へ搬出されるということが申請書の中で書かれているということは確認をさせていただきました。そうなりますと、この最終処分地とならないための担保と

して、この一文でよしとするのか、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） このキャスクそのものが50年、60年の耐用年数というふうなことを議員当時に伺っております。私もこの中間貯蔵施設の誘致につきましては、特別委員会では賛意を示した一人として、そのような形で搬出されるものだとしっかりと認識しておりますし、あの形のままで最終処分は絶対あり得ないと、こういうふうには認識しております。東京電力並びに日本原子力発電の指定する再処理事業者等に搬出するという先ほどの部長の答弁のように認識しておりますので、あり得ないという私は認識を今いたしているところであります。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） ただいまの発言で市長のお考えはわかりました。そうしますと、今後恐らく開始されるまでの間に事業者側と安全協定が結ばれるものと予想されるのですが、その時期についてはいつころというふうなことは、今のスケジュールの段階で想定できますでしょうか。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えをいたします。

一般的な協定の内容でございますが、これまでの各原子力施設の安全協定の締結状況を勘案いたしますと、情報公開、それと輸送計画等の事前連絡、放射性物質の放出の管理、あるいは環境放射線等の測定、異常時の報告、立入調査、風評被害の措置、防災体制等について記載されるものと考えております。この中間貯蔵施設に係る安全協定につきましては、今後内容等について県と協議してまいる予定でございますが、締結の時期につきましては、操業開始前、すなわち平成22年12月までには締結することになると、こういう認識に立ってございます。ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） わかりました。中間貯蔵施設に関しては、これくらいにしておきたいと思いません。

続きまして、医療行政につきまして、地域がん診療連携拠点病院についてであります。現在むつ総合病院は指定を受けていないわけでありまして、近い将来指定を受けるためクリアしなければいけない要件を詰めていくというふうなご発言であったかと思えます。しからば、このクリアしなければいけない要件というのは、そんなに細かくなくていいです、大体こういうのがあるというのをお知らせ願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 地域がん診療連携拠点病院の指定の要件というふうなことでお答えを申し上げたいと思います。

まず、診療体制でございます。診療体制の中では、診療機能、診療の従事者の関係がございます。それから、医療施設の部分、こういうものが大きな項目として挙げられております。

診療機能の部分については、非常に細かく規定がなされておまして、まず1つだけお答えさせていただきたいと思うのですけれども、各医療機関が専門とする分野において集学的治療、これは手術とか抗がん剤治療とかいろいろな診療行為があるわけです。及び各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行うこと、またクリティカルパスの整備が望ましいと、こういうような要件となっております。

また、緩和医療の提供体制につきましては、医師、看護師、医療心理に携わる者等を含めたチームによる緩和医療の提供体制を整備すること、こういうようなことが規定されております。

それから、2番目としては、地域においてかか

りつけ医を中心とした緩和医療の提供体制を整備すること、それからかかりつけ医とともに地域がん診療連携拠点病院内外で共同診療を行い、早い段階から緩和医療の導入に努めること、このような規定があります。

それから、地域の医療機関への診療支援や病病連携、病診連携の体制ということでも4項目ほど規定がなされております。

それから、診療の従事者関係では、専門的ながん医療に携わる医師の配置というふうなことで、そういう基準が3点ほど、それからコメディカルスタッフの配置に関しましても、5項目ほど規定がなされております。

施設関係では、専門的治療室の設置というふうなことで、集中治療室が設置されていることが望ましい。白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室が設置されていること、外来抗がん剤治療室が設置されていることが望ましい。このような項目がなされております。

あとは、研修体制は通常の医師を対象とした早期診断、緩和医療等に対する研修を実施することというふうな規定がございます。

それから、地域がん診療連携拠点病院内外の講師による公開カンファレンスを定期的を開催すること等が規定されております。

それから、あとは情報提供体制がどうなっているかというふうなことが大きな指定の要件として挙げられております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） 今何点か挙げられましたが、まだまだクリアなくはいけない点が残っているということでございますので、それらを早くクリアできて、一日も早い指定病院になることを希望しております。

メンタルヘルス科病棟につきましては、議会内

での議論もございましたので、こういうふうな一般論といたしまして、医療機関の建設等々には、例えば国とか県の補助にはどのようなものがあるのでしょうか。そこら辺はどうでしょう。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） メンタルヘルス科病棟につきましては、私自身その下北医療センターの管理者でありますけれども、その部分については詳しく報告もまだなされておられません。ただ、その要望が強いというふうな部分だけで現状は認識している程度でございます。その部分について、間違った答弁になるといけませんので、お許しをいただきたいと、ご理解してもらいたいと思います。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） この点につきましては、今後また進んだ段階で取り上げさせていただきたいなと思います。

道路整備につきまして、今のお話しですと、国道338号宇曾利バイパスにつきましては、ある程度のめどが立っているということで安心をしております。が、下北半島縦貫道路のほうにつきましては、まだ調査区間にも上がっていない区間がありますし、何とか一日も早く地図上に点線なり実線がつくことを希望したいと思いますし、またそうなるよう私たちも働きかけをしていきたいなというふうに思います。

それでは、1点目の市長の政治姿勢につきまして。市の運営、あるいは市の経営と置きかえてもいいかと思うのですが、市の運営においては、やはり市長の姿勢、トップの考えというのは非常に重要になってくると思うわけです。以前杉山前市長のときもお話をさせていただいたのですが、市長というものは基本的には市役所の中においては最大の異議申立人でなくてはならないと。市役所に同化するのではなく、むしろ同化してはいけないというふうに考えております。既に市役所職員あ

るいは市役所で行われることを、これでいいのか、いいのかというふうに言い続けなくてはいけないというのが市長の役割の1つではないかなというふうに考えております。これらのことも含めまして、先ほども述べられておりましたが、再度市長はどのような姿勢あるいは考えで市の運営に臨んでいくのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、有権者から支持をいただいて、この公職についたわけですので、基本的にはやはり市役所のスタッフとは立場が違うものだというふうな認識をしております。市役所の職員の皆さんは公務員であります。私は、また違う立場の公務員でありますけれども、それは有権者から選ばれて、この職についたわけですので、その部分で私は市民の皆さんの声を、大きくこれをしっかりと聞きとめて、そして職員に話をし、命じるところは命じ、指示をし、そして運営していくのが基本的な考え方であろうと。市政運営、市役所運営についてはそのように考えているところであります。

そして、その意味からして広報広聴機能を高めていかなければいけないと、そういうふうな意味もしっかりと私は認識しておりますし、財政運営については、最少の経費で最大の効果という基本的な財政運営も私は持っていますし、その余の政策についてもさまざま思いがあります。それは、まだ実際の予算とか施策として現段階ではなかなか反映する、また表明するような気持ちはありますけれども、その予算的な裏づけとか、また体制等の裏づけ、それらも必要になりますので、それに向かって邁進していきたいと、こういうふうな現時点での考えでございます。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） ただいまの市長の発言にもあったのでございますが、自治体運営にとりまして

重要なことは、今の発言の中にもありました最少の経費で最大の効果を上げるということだと私も思っております。では、この最少の経費で最大の効果を上げるために具体的に必要なことは何であるか。ちょっと言いにくいというか、まだはっきりとしたものがないかもしれませんが、現時点での市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、非常に難しい問題だと思います。地方自治法のたしか第2条の14項でしたか、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという項があります。この部分では、やはり基本的には否定される部分もあろうかと思えます。しかしながら、私ははっきり申し上げまして、小さな政府、これは今の段階で否定される声も非常に多くあるのは承知しています。しかしながら、小さな政府をつくり、そして安上がりな政府をつくるという、非常にこの部分が難しいと思うのですけれども、そういうふうな理想的な形があるのではないかなと。ただ、国政の中で果たしてそれがいいのか悪いのかというのは、また別といたしまして、地方自治体といたしましては、私は小さな政府で、そして安上がりな政府をつくっていったって、最大の市民の福祉の向上に努めていくべきだと、こういうふうな思いをしています。そこには、先ほど来お話ししていますけれども、例えば指定管理者制度だとか、民間にお任せできる部分はしてもらい、そこに雇用を発生させていくという部分の考え方もあるかと思えますし、その意味からして最少の経費で最大の効果というものが実現に近づいていくのではないかなと、こういうふうな思っております。そのうえで、スタッフが、これから職員の一部不補充もあります。その中でかなりの職員の方々には負担は来るかと思えますけれども、その能力をフルに開発し、そしてスキルアップをし

てもらおうのが私のまた役割であるし、督励をしていくのも私の役割だと、このように考えております。

以上です。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） ただいまの市長の発言の中にありました小さな政府、安上がりな政府という考えには私も賛同をしております。

現在の自治体運営の中の大きな流れの1つに、市長もおっしゃっていましたが、官から民へというのがあります。現在は、アウトソーシングや指定管理者制度等々、大分進められてきております。私は、役所が行うサービスだけが決して公共サービスではないというふうに考えております。現在は、そうでない民間や市民による公共サービスというのがたくさんふえてきていると思いますし、今後とも増加していくのではないかとこのように考えております。

何でもかんでも市役所が行う時代ではない。市民や民間が自発的にやりたいという公共サービスやまちづくりの動きに対しては、それこそ今後市役所としては、それを支援していくというふうな姿勢が大事になってくると思うのですが、そこで今後事務事業を見直していくうえで、今以上に民に移していきたいという事業について、何か現時点で考えがありましたらお聞かせください。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 何でもかんでも市役所が行うべきではないと、官から民へと、これをすべて私は肯定するものではありません。官としてやはりしっかりとやっていかなければいけない、それはサービス部門もあります。ところが、官以上にもっと民の活力、民のアイデア、こういうふうなものがあるサービス部門もあろうかと思っております。これらについては、やはり今後私も就任まだ間もないものでございますので、議員のとき

の発言とまたこの場での発言は、非常にまた違う場面もあります。これらにつきましては、ゆっくりと、速く、スピーディーさを持って、どの部分が官から民なのか、そして官がしっかりとこれをしていかなければいけないサービス部門なのかをよく検証して議会のほうに、また後ほどご報告をし、ご理解をしてもらおう場面をつくりたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（川端澄男） 58番。

○58番（中村正志） ありがとうございます。

次で最後の質問とさせていただきたいと思えます。先ほどもお話のありました現在の自治体運営の大きな流れの中のもう一つといたしまして、国から地方へというものがござります。ことしの4月からは、第2期の分権改革がスタートをしておりますし、そういう意味では今後自治体に求められるのは、今までの国の下請的な事業遂行官庁から、地域経営の核となる政策立案官庁への脱皮が非常に必要であると、このように考えておるものなのですが、政策立案能力を高めるための施策として何か現時点で考えがございましたら、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今国から地方へというふうなお話で、私たち自治体が政策立案能力をいかにして持つべきか、どのような形で持つような体制をとっていくのかという趣旨のご質問だったかと思えます。私もこの国から地方へというふうな部分で、やはり地方が断る部分は断ってもいいのではないかとこのように思うことは、議員在職中にも考えました。単なる補助行政の中で補助漬けというもので財政負担が後ではしごを外されて、ところがサービスが始まっている。そのサービスが始まっているのだけれども、補助のはしごは外されてしまった。それによって財政負担は、やはりかな

りの部分があります。やはり自分たちで発想したサービスは、これから地方でも考えていかなければいけないと。これは、国から地方への私は考え方でであろうと、こういうふうに思っています。

そこで、ではむつ市ではどうするのかと。これは、本庁舎があります。そして、むつ地区、大畑地区、川内地区、脇野沢地区とあります。私は、この4つの地区が、国から地方へというふうな形で、今地方分権が求められて、地方が頑張りを求められている時代ですので、この4つの地区の中で、私はそれぞれの庁舎を中心として、本庁舎は本庁舎なのですけれども、それぞれの庁舎の中でやはりアイデアを出し合う、そして自分たちでどういう政策を進めていくべきかというふうなことを求めていきたいと。そのためには、国が今よくやっております頑張る地方応援プログラムででしょうか。ああいうプログラムを今後私は大畑地区、川内地区、脇野沢地区で、私たちの地域はこういうことで頑張っているのだと、そのプログラムを庁舎のほうでまとめて予算等に反映できれば、ますますこの地域が元気になってくるのではないかと。

特に旧町村の部分で非常にいい資源がございます。そういうふうなところで、私たちの手で、私たちの地区でこういうプログラムをつくった、応援してくれというアイデアをいっぱい出し合っ、その政策立案能力、これを高めていければ、より一体感が醸成してくるし、そしてその中でむつ市の大きな発展が、そしてそれは雇用にもつながりますし、財政の要するに再建にもつながってくると、こういうふうな認識をしております。

その意味からして、私は先般各庁舎所長には、その職員のまず気持ちを聞いてくれということでアンケート調査をし集約をしております。そして、先般3人の分庁舎所長には、今後の分庁舎のあり方についての意見を聴取し、これを今後私の政策

の中で反映させていきたいと、こういうふうに考えております。

まさしくそういう積み重ねをすることによって、国が地方に求めている考え方、それをこの本庁舎が各庁舎に求めているという形のエネルギーに変わっていくのではないかなと、こういうふうに思っていますので、各庁舎の政策立案能力、さらに683名の職員のアイデアをこれから求めていきたいと、こういうふうに考えております。

答えになるかわかりませんが、以上の思いでございますので、ご理解してもらいたいと思います。

○議長（川端澄男） これで、中村正志議員の質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（川端澄男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（川端澄男） 25番川下八十美議員。

（25番 川下八十美議員登壇）

○25番（川下八十美） 議長、お疲れのようで大変恐縮でありますけれども、議事進行を取り上げていただきましてありがとうございます。

今議長、本日の中村議員の一般質問の終了の通告、これはこれでよろしいでございましょう。だけれども、本日の会議の終結の宣告は、これはちょっと一歩早いです。ということは、先ほど中村議員の質問途中でも議事進行が出ているのです、議会運営委員会の件。さらに、富岡幸夫議員からは、その議事進行は中村議員の質疑が終わった後議会運営委員会を開いて検討すべきだと。私もそのとおりだと思って賛同をいたしました。ですから、きょう一般質問の初日です。しかも、議長、これからは私の以前会派の同僚である堺孝悦議員

からも自治体病院の件で質問通告が出されている。ですから、堺孝悦議員は決してそういうことがないと私も信じておりますが、きちっとやっばり議会運営委員会で今の議事進行を処理しておかなければ私はだめだと思えます。私の議員気質からして。これは、本日の会議を閉じる前に議会運営委員会を開いて、きちっとけじめをつけて、あしたの一般質問の日程に入るべきだと、こう思っておりますので、議長にはお取り計らいをお願いいたします。

○議長（川端澄男） この議会運営委員会を本日散会をしてから協議するというのでどういものですか。そういうふうにして持っていきたいと、こう思っております。

○25番（川下八十美） ですから、議長からそういう発言をして、そして本日の日程を終了しますと、こういう形でいかないと、終了してしまってから議会運営委員会を、これ議長の権限ですから、招集するのも結構でありますけれども、会議としての継続性からいけば、締める前に今の発言をされることが私は妥当だと思っておりますから、議長、よろしく願います。

○議長（川端澄男） 川下議員、本日の日程はこれで全部終わりましたと、まだ散会する前にあなたが議事進行をかけた。だから、散会してしまえばだめだというのでしょうか。だから、まだしてないですよ。

（「だから議事進行出した」の声あり）

○議長（川端澄男） だから、今明日の一般質問をやる人のメンバーを全部ここで発表して、それからその後に先ほど2名の方々から議事進行が出ましたから、それを言おうと、こう相談している最中なのです。

○25番（川下八十美） いや、だけれども、それは議長、抗弁でしょう。あなたの発言の形は、本日の会議と入って締めてしまえばいけないから、私

が議事進行を出したのであります。そのところはよく検討してください。そのとおりでいけばいいのです、だから。締める前にやらなければだめなのですと言っているのです。だからそのとおりなのです。そのとおりやるのでしょうか、議長が言ったように。

○議長（川端澄男） 暫時休憩いたします。

午後 4時17分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの議事進行につきましては、明日一般質問の後に議会運営委員会を開きます。

なお、明9月7日は目時睦男議員、川端一義議員、慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時20分 散会